

財団法人横浜市ふるさと歴史財団

年 報

平成19年度版

目次

1	事業報告	3
	実施事業の概要	4
I	財団本部事業	5
	本部事業	5
	埋蔵文化財整備事業	6
	普及啓発事業	7
	発掘調査事業	9
	市史資料室事業	9
	諸施設管理運営事業	11
II	開港150周年記念事業	13
III	歴史博物館事業	15
IV	開港資料館事業	32
V	都市発展記念館事業	42
VI	ユーラシア文化館事業	49
VII	三殿台考古館事業	56
VIII	特別会計事業	60
	主な事業実績指標の推移	62
2	組織・施設概要	63
I	財団法人横浜市ふるさと歴史財団	64
II	横浜市歴史博物館	67
III	横浜開港資料館	69
IV	横浜都市発展記念館	70
V	横浜ユーラシア文化館	71
VI	埋蔵文化財センター	73
VII	横浜市三殿台考古館	74
VIII	横浜市八聖殿郷土資料館	75
IX	横浜市域の管理史跡等	75
3	規程集	78

1

事業報告

平成19年度事業報告

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

実施事業の概要

当財団は、横浜市の文化行政と密接な連携を図りつつ、平成19年度からは新たに横浜市史資料室の運営補助業務も加え、歴史及び文化財に関する各種の事業を実施致しました。

本年度は、5施設の指定管理者としての2年目の年であり、横浜市との第2次「協約」の初年度となりましたが、これまで以上に充実した事業が市民に提供できるよう、さまざまな事業改善を行いました。

なかでも市民参画の拡充として、開港150周年記念植樹運動の一環として開港資料館中庭の「たまくす」の苗を育てていただくプロジェクトを開始し、企画展関連事業としてベリーダンスの集いや模型機関車の運行、古代人体験キャンプ、高齢者を対象とする回想法ワークショップなど、さまざまな試みを実施しました。

また、インターネットの活用に関しては、希望者へのメールニュースの配信開始や画像資料の公開拡充、蔵書検索の漢籍への拡充など行いました。

P D C Aサイクルによる評価・改善システムも軌道に乗りはじめ、財団委嘱の外部評価委員会から前年度についての評価をいただくこともできました。また、エスコ事業により歴史博物館の空調設備の更新を図りました。

今後は、本年度の実績を踏まえつつ課題を着実に達成していくとともに、いよいよ迫ってきた開港150周年に向けて、記念出版をはじめ各種企画の準備を推進していきます。

実施した事業

- I 財団本部事業
 - 本部事業
 - 埋蔵文化財整備事業
 - 普及啓発事業
 - 発掘調査事業
 - 市史資料室事業
 - 諸施設管理運営事業
- II 開港150周年記念事業
- III 歴史博物館事業
- IV 開港資料館事業
- V 都市発展記念館事業
- VI ユーラシア文化館事業
- VII 三殿台考古館事業
- VIII 特別会計事業

I 財団本部事業

本年度も、横浜市の指定管理者として財団独自の事業評価・改善システムを実施することで、より効率的な事業改善に取り組み、平成18年度の実績をさらに伸ばすよう努力を重ねてきました。また、財団独自にも外部評価委員会を設置し、より広い視野から財団事業を改善する体制も確立しました。

本部事業としては、経常事業の埋蔵文化財整理事業・普及啓発事業・発掘調査事業・諸施設管理・本部業務に加え、新たに横浜市行政運営調整局が管理運営する横浜市史資料室の市史資料等保存活用業務を受託しました。また、連携事業や財団広報をより戦略的に行うためのプロジェクトチームを始動させ、開港150周年記念事業や企業協力などに関して、より積極的な施設間連携を実現する体制を整えました。

本年度の事業を踏まえ、今後は経常事業のさらなる効率的な実施と、積極的な業務内容の改善、運営の効率化に努めていきます。

各事業報告

1 財団本部事業（寄附行為第4条第8号）

財団管理施設の事業調整や、財団独自の事業評価・改善システムの実施、財団自主研修の実施、理事会・評議員会の開催、外部評価委員会の開催、職員の人事労務・福利厚生管理のほか、八聖殿郷土資料館の管理運営、財団が管理する市内各史跡の管理を行いました。

- (1) 財団管理施設の事業調整
- (2) 財団事業自主評価・改善システムの実施
- (3) 職員研修の実施
- (4) 理事会・評議員会の開催
- (5) 外部評価委員会の開催
- (6) 職員の人事労務・福利厚生管理
- (7) 八聖殿郷土資料館の管理運営、市内各史跡の管理
- (8) 財団年報の作成（2,000部作成）
- (9) その他本部事務

2 埋蔵文化財整備事業（寄附行為第4条第1・5号）

埋蔵文化財センターで、港北ニュータウン開発に伴う発掘調査で出土した遺物・遺構の整理を行い、成果を報告書にまとめました。

（1）遺物整理・調査研究

項 目	事 業 内 容
<small>けしやうだい</small> 華蔵台遺跡の整理 （5／5年次）	整理・報告書作成作業。遺物整理と図版作成を継続し、原稿執筆も行った。報告書は2分冊とし、第2分冊の印刷製本を先行して実施した。第1分冊は平成20年度に印刷、刊行。縄文時代後期・晩期の集落。晩期の住居址が検出され、この地域の縄文時代終焉の様相を知ることができる唯一の遺跡。 現在地：都筑区荏田南5丁目
<small>なんぼり</small> 南堀貝塚の整理 （4／4年次）	補足的な編集作業等を行う。縄文時代前期の著名な貝塚。縄文時代住居は14軒（横浜市史編纂事業の際の調査分を加えると62軒）で、前期の大型定型的集落。報告書を刊行し、事業を終了。 現在地：都筑区南山田3丁目
<small>きたがわおもて</small> <small>うえ</small> 北川表の上遺跡の整理 （4／6年次）	整理・報告書作成作業。主として遺物実測・トレース等挿図作成。先土器・縄文・弥生・古墳・歴史時代にわたる複合遺跡。住居址110軒、掘立柱建物址29棟など、弥生末～古墳初の掘立柱建物址を伴う拠点的な集落址。報告書の刊行は、平成21年度予定のため、全体計画を6年計画に改める。 現在地：都筑区早淵3丁目
C16・17遺跡の整理 （1／1年次）	遺構測量図を中心とする、図面の基礎的な整理を実施。縄文・古墳・歴史時代の複合遺跡。縄文時代前・中期の住居址48軒・古墳時代前期の住居址8軒はじめ、縄文時代早期の炉穴59基、同陥し穴45基などが発掘されている。 現在地：都筑区牛久保一丁目

（2）報告書刊行

項 目	事 業 内 容
<small>なんぼり</small> 南堀貝塚	遺物整理・調査研究の成果を報告書として刊行した。 作成部数 300部

（3）資料貸出

項 目	事 業 内 容
発掘資料・写真資料の貸出展示	遺物貸出：市内小学校等9校、中学校1校で常設展示 コミュニティハウスで常設展示 1件 博物館等の施設 1件 横浜市ほか公共機関 1件 写真貸出：郷土史団体等市民団体 1件 横浜市ほか公共機関 5件 放送・出版関連 12件

3 普及啓発事業（寄附行為第4条第2・5号）

港北ニュータウン開発に伴う発掘調査及び公共事業等に伴う発掘調査により出土した遺物・遺構の整理を進め、その成果の市民への還元及び埋蔵文化財保護への一般の関心を高めるため、広報紙発行や、歴史博物館や埋蔵文化財出土地域での展示・講演会などを実施しました。

(1) 広報

項 目	事 業 内 容
『埋文よこはま』の刊行	市内の埋蔵文化財情報を市民へわかりやすく発信 埋文よこはま16・17（年2回） 16号：10,000部 17号11,000部
インターネットによる情報公開	財団開設のホームページ上で、市内の埋蔵文化財情報や、Q&A、財団各施設の情報提供、アンケート調査を行った。 アクセス件数 8,215件（前年度7,607件）

(2) 展示および講座・講演会等の開催

企画展名/開催期間	事 業 内 容
入門講座『横浜の考古学イロハニホ』 H19. 7. 26（木）～8. 23（木） 毎木曜 5回連続	考古学を基礎から学びたい人を対象に、考古学の初級講座を実施した。最終回には、拓本とり体験も含めた。 7/26 「遺跡を調べて考える」 鈴木重信 8/2 「遺跡の年代を調べる手掛かり」 鹿島保宏 8/9 「遺跡から生活と環境を考える」 武井則道 8/16 「遺物の名称と使用方法」 山田光洋 8/23 「遺物の整理について」 橋本昌幸 参加料：3,000円 参加者：50人
考古学講座 「横浜の考古学と三殿台遺跡」 H19. 11. 8(木)～11. 22(木) 毎木曜 3回連続	三殿台考古館開館40周年を記念して、埋蔵文化財センターおよび三殿台考古館職員が講師となって、講座を実施した。 11/8 「遺物の発見から全面発掘まで」 武井則道 11/15 「発掘調査とその成果」 鈴木重信 11/22 「三殿台のいま」 坂上克弘 参加料：1,500円 参加者：120人
「旭区の埋蔵文化財」展 H19. 10. 18(木)～10. 29(月) 会期17日	上白根おもて遺跡等について、出土品とパネルで紹介した。フロアレクチャー・展示品解説を実施した。 会場：旭図書館（参考：会期中の入館者数8,998人）
「青葉区の埋蔵文化財」展 H19. 10. 30(火)～11. 11(日) 会期13日	青葉区の観福寺北遺跡等について、出土品とパネルで紹介した。 会場：山内図書館（参考：会期中の入館者数20,635人）
「緑区の埋蔵文化財」展 H19. 11. 2(金)～11. 18(日) 会期17日	緑区の殿谷遺跡等について、出土品とパネルで紹介した。フロアレクチャー・展示品解説を実施した。参加者：27人 会場：緑図書館（参考：会期中の入館者数20,563人）

<p>平成 19 年度「横浜の遺跡展」 H19. 12. 8(土)～H20. 1. 14 (月・祝) 会期 25 日</p>	<p>三殿台考古館開館 40 周年を記念して、三殿台遺跡を出土品とパネルで紹介した。三殿台考古館との共催。 会場：横浜市歴史博物館 観覧者：3, 034 人</p>
<p>「ミニ企画展 磯子・南区の遺跡展」 H19. 12. 1 (土)～H20. 1. 15(火) 会期 37 日</p>	<p>「横浜の遺跡展」に伴い、三殿台遺跡を除く・南区の遺跡を出土品とパネルで紹介した。三殿台考古館との共催。 会場：三殿台考古館 (参考：会期中の入場者数 1, 510 人)</p>
<p>「南区の埋蔵文化財」展 H20. 1. 25(金)～2. 17(日) 会期 15 日</p>	<p>清水ヶ丘遺跡等について、パネルで紹介した。 会場：南図書館 (参考：会期中の入館者数 23, 227 人)</p>
<p>「西区の埋蔵文化財」展 H20. 3. 11(金)～3. 25(日) 会期 24 日</p>	<p>紅葉坂遺跡を中心に、西区内の遺跡をパネルで紹介し、併せて宮ヶ谷出土の板碑を展示した。 会場：中央図書館 (参考：会期中の入館者数 46, 687 人)</p>
<p>体験講座</p>	<p>学校の長期休暇に、親子で楽しめる体験講座を実施した。 8 / 21 (火)、8 / 22 (水)、12 / 25 (火)、3 / 25 (火) 各 2 回 計 8 回 参加者：136 人</p>
<p>講師派遣</p>	<p>7 / 28 (土) 山田光洋 会場：横浜市歴史博物館工房 横浜縄文土器づくりの会 勉強会「実験考古学としての縄文土器づくり」 9 / 15 (土) 石井 寛 会場：埋蔵文化財センター 横浜縄文土器づくりの会 勉強会「華蔵台遺跡の縄文土器」 10 / 13 (土) 橋本昌幸 会場：保土ヶ谷図書館 保土ヶ谷区制 80 周年記念講演会「保土ヶ谷の古代遺跡を語る-明神台遺跡を中心として-」 10 / 19 (金) 石井 寛 会場：磯子地域ケアプラザ 磯子区制 80 周年記念関連 「久良岐かたりべの会」主催 講座「遺跡が語る磯子の 1 万年」 11 / 17 (土) 平子順一 会場：本郷地区センター 「六人会」主催の講演会「発掘された長尾砦-1980 年(昭和 55 年)の記録-」 2 / 2～3 / 1 (毎土曜 5 回連続) 仲町台地区センター主催講座「都筑の歴史探訪」に講師を派遣した。第 1 回～第 3 回の会場は仲町台地区センター。第 4・5 回は、それぞれ現地にて見学。 2 / 2 武井則道「縄文時代前期の貝塚群と地球の温暖化」 2 / 9 石井 寛「縄文集落のなりたち」 2 / 16 山田光洋「早渕川流域の弥生時代遺跡」</p>

	<p>2 / 2 3 鹿島保宏「鶴見神社境内遺跡の発掘調査現場見学」</p> <p>3 / 1 鈴木重信「大塚・歳勝土遺跡と茅ヶ崎城址を訪ねて」</p> <p>2 / 8 (金) 鈴木重信 会場：神奈川県埋蔵文化財センター 平成19年度「考古学ゼミナール」『遺跡に学ぶ』 第4回「(国指定史跡) 大塚・歳勝土遺跡」</p>
--	---



横浜の遺跡展



入門講座



体験学習

4 発掘調査事業（寄附行為第4条第3号）

文化財保護法に基づき、埋蔵文化財の発掘調査及び発掘調査の成果を整理し、報告書を刊行する業務を行いました。

(1) 発掘調査

事業略名称	遺跡名	所在地	調査区分	委託者
都市計画道路羽沢池辺線（羽沢・菅田地区）街路樹整備事業関連	神奈川区No. 37・65遺跡	横浜市神奈川区羽沢町	本発掘調査	横浜市道路局
鶴見区No. 85遺跡試掘確認調査	鶴見区No. 85遺跡	横浜市鶴見区鶴見中央	試掘確認調査	横浜市教育委員会

(2) 法人間協力

かながわ考古学財団との法人間協力により、かながわ考古学財団受託事業へ職員1名を派遣した。

(3) 整理報告書作成

事業略名称	遺跡名	所在地	委託者	備考
都市計画道路羽沢池辺線（羽沢・菅田地区）街路樹整備事業関連	神奈川区No. 37・65遺跡	横浜市神奈川区羽沢町	横浜市道路局	報告書を刊行
（仮称）アメリカ山後援整備事業関連	中区No. 2遺跡（元町貝塚）	横浜市中区	横浜市環境創造局	報告書を刊行

5 市史資料室事業（寄附行為第4条第7号）

横浜市行政運営調整局が所管する横浜市史資料室の所蔵資料について、保存活用事業を本年度から開始するため、必要な準備業務を行い、平成20年1月9日閲覧室をオープンしました。あわせて資料収集・整理・保存、資料公開、普及啓発業務を行いました。

(1) 閲覧室オープン準備及び記念イベント

項 目	事 業 内 容
事務室移転及び資料の再配置	民間ビルから横浜市中心中央図書館に移転した。また、今後の資料公開に向け、資料を効率良く管理するため、資料の配置換え（約 3,000 箱）を行った。
諸準備	所蔵資料公開に向け、資料台帳の確認・更新、目録の用意、図書等の配置、及び公開の手続き等について、必要な諸準備を行った。
記念イベント	オープンを記念し、記念講演会（高村直助東京大学名誉教授「昭和の横浜～『横浜市史Ⅱ』編集をめぐって～」）を行うとともに、展示会「ふたつの百年祭…開国と開港と…」を開催した。また、関係者による内覧会・説明会も実施した。

(2) 資料収集・整理・保存

項 目	事 業 内 容
資料収集	5 件の寄贈を受け、1,101 点の資料を収集した。さらに、広報課旧蔵写真（120 箱）および歴史的公文書 51 点の移管を受けた。また、図書・行刊（90 箱）の収集を行った。その他、資料を借用し、複製を作製した資料が 2 件（マイクロフィルム 3 本）である。
整理	収集資料の整理を行い、目録を作成するとともに、一部の資料については、公開に向け、再整理（4,200 点）を行った。
保存	今年度、整理をした資料は、保存対策として、中性紙封筒を利用している。また、再整理の際には、中性紙封筒への入れ替えを行った。

(3) 資料公開

項 目	事 業 内 容
複製資料の作製	公開用の複製資料を作製するため、資料をマイクロフィルム撮影するとともに、一部の資料については、プリント製本を用意した。 （マイクロフィルム 15 万コマ・プリント 18,000 枚） そのほか、旧公図の複製を 200 点作製した。
資料公開	平成 20 年 1 月 9 日から、横浜市中心中央図書館地下 1 階において、資料の公開事業（資料閲覧・複写・レファレンス等）を開始した。
資料貸出	横浜の空襲と戦災関連のパネル、及び資料の貸出（14 件）を行った。また、出版物等掲載のために写真の貸出（33 件）も行った。

(4) 利用状況（参考：オープン（平成 20 年 1 月 9 日）後の利用状況）

項 目	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度
入室者数（人）	419	—	—
資料閲覧室利用者数（人）（注 1）	38	—	—
複写申込件数（件）	84	—	—
レファレンス件数（注 2）	91	—	—
電話レファレンス件数	31	—	—

（注 1）資料閲覧室は、一次資料専用の閲覧室であり、公開資料の閲覧室とは別室

（注 2）レファレンス件数は、入室者からレファレンスを受け付けた件数

(5) 普及啓発事業

項目	事業内容
『市史通信』の刊行	情報誌として『市史通信』を創刊した。資料提供者（機関）、及び関係者（機関）へ発送するとともに、市民に配布した。また、同一内容の PDF ファイルをホームページ上でも公開した。5, 000部発行。
ホームページのリニューアル	オープンにともない、横浜市史資料室ホームページの全面的なリニューアルを行い、『横浜市史Ⅱ』（総目次・索引編）をはじめ、コンテンツを大幅に充実させた。

6 諸施設管理運営事業（寄附行為第4条第7号）

横浜市の歴史・文化財関連諸施設の維持管理及び運営を行いました。

(1) 八聖殿郷土資料館事業

項目	事業内容
連続講座の開催	本牧地域の歴史を中心に、歴史講座を開催した。 毎月第1土曜日開催（全12回） 参加料：無料 参加者：130人
学校連携	近隣の小学校にアンケート調査を行い、資料館利用方法について検討した。
ウォーキングマップの作成	本牧地区の歴史や見所を紹介したウォーキングマップを作成し、配布した。 20,000部発行。

(2) 横浜市八聖殿郷土資料館入館者の推移

項目	平成19年度	平成18年度	平成17年度
横浜市八聖殿郷土資料館（人）	8,009	8,095	8,103

(3) 史跡等の管理運営

管理対象施設等	事業内容・所在地など
国指定史跡称名寺境内	史跡の維持管理 所在地：金沢区金沢町
県指定史跡稲荷前古墳群	史跡の維持管理 所在地：青葉区大場町
県指定史跡市ヶ尾横穴古墳群	史跡の維持管理 所在地：青葉区市ヶ尾町
上行寺東遺跡復元整備地	史跡の維持管理 所在地：金沢区六浦二丁目

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
本部事業	予定より遅れながらも外部評価委員会の立ち上げなど一定の成果を残しました。	A
埋蔵文化財事業	港北ニュータウン地域所在の4遺跡の整理および報告書の刊行を予定通り実施できました	A
普及啓発事業	図書館などでの展示や、講座・講演会、それに伴う体験学習の実施など、積極的な事業展開が図れました。	A
発掘調査事業	2遺跡の調査および報告書刊行、法人間連携など、当初予定を超える事業が実施できました。	A
市史資料室事業	市史資料室の移転からオープンまでの準備作業を順調に行うことができました。来場者の増加についての対策が今後の課題です。	A
諸施設管理運営事業	八聖殿郷土資料館での講座やウォーキングマップの配布など、新たな事業展開に積極的に取り組みはじめることができました。	A

(注) 評価について

各事業について、平成19年3月23日財団理事会・評議会で決定した事業計画と比較した事業進捗・達成度合により、次の基準で自己評価を記載しております。

- A：予定通り実施（達成度80%超） B：ほぼ実施（達成度80%以下）
C：改善事項あり（達成度60%以下） D：要見直し（達成度50%以下）

II 開港150周年記念事業

平成21年に迎える「横浜開港150周年」を記念して財団として実施する「出版」「企画展示」「講演会等」を軸とする記念事業の検討と準備を進めました。また、財団全施設の連携による講座等を、本事業実施の資金積立の対象とする事業として位置づけました。

各事業報告

1 開港150周年記念事業（寄附行為第4条第2・5号）

（1）開港150周年記念事業の準備

項目	事業実績等
出版	プロジェクトチームによる検討を踏まえ、書名を『横浜 歴史と文化』として民間出版社から刊行する方針を決定しました。構成案を確定して、原稿の執筆を進めました。
企画展示・講演会等	記念展示として位置づける各館の企画展示テーマや、連携企画、講座・講演会の開催方法について検討した。 また、連携広報等の見直しを図るために、実務担当者によるプロジェクトチームを発足した。

（2）施設間連携事業の実施

講座名称/開催日	参加者数	事業内容
通史講座 「横浜の歴史」 H19. 10. 17(水) ～H19. 11. 14(水) 毎水曜 6回連続	各回 54人	財団各施設の連携事業として、専門職員による通史講座を行った。 10/17 「大塚遺跡以降の横浜」 歴史博物館 中川 二美 10/24 「兵の誕生と横浜市域」 歴史博物館 平野 卓治 10/31 「日記・御用留から見る近世後期の横浜」 歴史博物館 小林 紀子 11/7 「横浜開港と外国人居留地の諸相」 開港資料館 伊藤 泉美 11/14 「地価で見る昭和の横浜」 都市発展記念館 岡田 直 会場：歴史博物館 講堂 参加料：2,500円
地域講座		財団各施設の連携事業として、地区センターとの共催で当該地区センターを会場として、専門職員による講座を開催した。 2/22(金) 市沢地区センター 「旭区ゆかりの武将・畠山重忠の資料をよむ」 阿諏訪青美 参加料：500円 参加者：26人

		2 / 24 (日) 都筑地区センター 「100年前の港北ニュータウン」 刈田 均 参加料：500円 参加者：38人
--	--	--

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
開港 150 周年記念事業	記念出版物について構成案、出版形態を定め、原稿執筆を進めました。また、各施設の事業費から拠出し、出版資金等の積立を行いました。連携事業については、検討を進め、連携広報推進のためプロジェクトを発足させました。	A
施設間連携事業	歴史博物館を会場とした連続歴史講座と地区センターを会場とした出張講座を開催しました。後者は、予定の回数を実施できませんでした。	B

Ⅲ 歴史博物館事業

横浜市歴史博物館は、開港に至るまでの市域の歴史を「人々の生活」の視点から解明し、市民が「ふるさと横浜」の歴史と文化に親しみ、学ぶことに寄与するため、高い専門性に裏付けられた事業を進めるとともに、地域や学校との連携を一層深め、市民の期待や要望に即した幅広い活動を目指し、本年度も各種事業に積極的に取り組みました。

学校団体による利用促進のための月曜日開館、小学校への出前授業・出張土器焼き体験や、集客イベントとしての学芸員による常設展示解説、新収蔵資料の展示と解説などは昨年同様に継続実施しました。また、市民協働では、地元の郷土史の会や企業との連携のほか、新たに介護施設との協働で高齢者を対象にした回想法ワークショップを行いました。

管理運営面では、横浜市のエスコ事業の受け入れにより館内空調設備等の更新が行われました。

これらの事業を通して、施設の有効利用と認知度・顧客満足度が上がり、当初設定した目標もほぼ達成することができました。今後はさらなるサービス向上と積極的な業務内容の改善、運営の効率化に努めていきます。

各事業報告

1 資料収集保管事業（寄附行為第4条第1号）

横浜市歴史博物館における展示・教育・普及・閲覧公開等の博物館活動に活用する資料を、購入・複製・マイクロ撮影等により収集し、分類・整理するとともに、良好な状態で保管するため、資料の修繕・燻蒸を行いました。

(1) 資料の収集・管理

項目	点数	事業内容
資料の寄贈・寄託	寄贈 1,451 件 3,299 点 寄託 0 件 0 点	主な収集資料：什器類・雑記類・建具類・絵はがき類、古文書等、火鉢など生活道具類 ほか
実物資料の購入	6 件 29 点	主な収集資料：小倉藩横浜日記、伝西川虎吉製造第1号オルガン、横浜伊勢山風景図、武蔵七党系図、文字瓦等コレクション、鎌倉殿中以下年中行事
レプリカ製作	3 件 3 点	鶴岡八幡宮放生会用途送進状 武蔵国鶴見郷代官栄神事料足検納状 武蔵台遺跡出土具注曆漆紙文書
マイクロ撮影	2 件 42 点 (3,300 コマ 91 冊)	武州金沢藩士萩原家文書 松沢家文書（製本のみ）
資料の修繕・保存	2 件 2 点	綱島古墳出土大刀の保存処理・修繕 赤羽刀「脇差 無銘」の研磨

資料の整理活用（収集資料のデータ入力）	5,878 件	実物資料・図書文献資料のデータ入力を行った。
資料の整理活用（収集資料の貸出）	11 件 100 点	他の博物館・資料館での企画展・特別展に本館所蔵資料の貸出を行った。
図書資料の公開	3,692 件	図書閲覧室で、文献資料の公開及びレファレンスを行った。
写真資料の撮影・整理	撮影数 1,074 カット 新規登録件数 1,091 件	常設展示や企画展・特別展に関する資料及び収蔵資料の撮影と整理・登録を行った。
写真資料の貸出	貸出件数 77 件 239 点	他の博物館や公共機関、出版社などへの写真資料の貸出を行った。

(2) 資料収集内訳

区 分	購入	複製	寄贈	寄託	合計	累計
絵 画 (点)	3 (1)	— (—)	— (2)	— (—)	3 (3)	1,865 (1,862)
工芸品 (点)	— (—)	— (—)	— (1)	— (—)	— (1)	132 (132)
彫 刻 (点)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	20 (20)
書 跡 (点)	— (1)	— (—)	— (—)	— (—)	— (1)	45 (45)
典 籍 (点)	2 (42)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (42)	3,860 (3,858)
古文書 (点)	— (—)	2 (2)	81 (43)	— (—)	83 (45)	29,622 (29,539)
古記録 (点)	2 (2)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (2)	41 (39)
絵 図 (点)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	159 (159)
歴史資料 (点)	1 (—)	— (—)	1,145 (826)	— (—)	1,146 (826)	9,338 (8,192)
考古資料 (点)	21 (25)	1 (2)	— (—)	— (—)	22 (27)	1,047 (1,025)
民俗資料 (点)	— (33)	— (—)	2,073 (166)	— (—)	2,073 (199)	9,503 (7,430)
図書文献資料 (点)	97 (147)	— (—)	1,480 (1,947)	— (—)	1,577 (2,094)	52,707 (51,130)
合 計	126 (251)	3 (4)	4,779 (2,985)	— (—)	4,908 (3,240)	108,339 (103,431)

※ () 内は、前年度点数。

(3) 図書閲覧室利用状況

項 目	平成19年	平成18年	平成17年
閲覧室利用者数 (人)	9,774	10,569	10,363
複写申込件数 (件)	708	528	615
複写枚数 (枚)	9,017	6,152	6,268
レファレンス件数 (件)	461	401	350

(4) 資料の保管

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
保存燻蒸処理	燻蒸庫を使った二酸化炭素燻蒸のほか、資料に則した簡易燻蒸も合わせて行った。
環境検査	館の環境を把握するため、定期的に昆虫類モニタリング、菌類測定、塵埃測定、光学的測定を行った。

(5) 資料保管施設の管理

保管施設	保 管 資 料
横浜市歴史博物館収蔵庫 (1,901 m ²)	原始・古代から近現代までの考古資料・歴史資料・民俗資料。

2 調査研究事業（寄附行為第4条第1号）

収集資料の整理や、企画展や講座・講演会の基礎的資料収集のための調査研究・資料整理を行いました。

(1) 基礎的調査研究1：収蔵資料に関する調査研究

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
縄文時代のヒスイの研究（2／2年次）	館蔵のヒスイ大珠を中心に、加工技術や産地からの流通経路を考察することを目的として、市内・県内のヒスイ資料の収集・分析を行った。
合戦物語絵巻の多角的研究（2／3年次）	館蔵「六波羅合戦絵巻」の特徴を明確化することを目的として、本年度は、有職故実研究、武器・武具研究の視点からその特徴を探るとともに、類似資料の比較検討を行った。
印融著作の基礎研究（2／3年次）	館蔵の印融著作の版本・写本類の価値や類本中の位置づけを明らかにすることを目的として、本年度も所蔵本の書誌的検討・分析、類本の所在確認調査を行った。
東海道屏風・絵巻の基礎研究（2／3年次）	館蔵の東海道屏風・絵巻の資料的な位置づけ、作成・利用年代及び制作意図を明らかにすることを目的として、本年度は、前年度の成果をふまえて、当館収蔵東海道屏風の撮影を行い、描写内容の検討を行った。

(2) 基礎的調査研究2：地域資料に関する調査研究

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
土器の変化からみる社会の変化（3／3年次）	弥生時代末期の土器の変化を分析し、古墳時代への過渡期の市域の特性を明らかにすることを目的として、本年度は各型式の分布傾向を精査し、土器変化の地域的偏差を明らかにするとともに、まとめ作業を行った。
杉山神社関係資料の収集と研究（1／3年次）	杉山神社に関する古代からの史料を収集、検討することにより、各時代における神社の位置づけを明らかにすることを目的に、本年度は史料の収集と古代史料の分析を行った。

「香蔵院珎祐記録」の基礎的研究 (1 / 3 年次)	室町時代には鶴岡八幡宮の塔頭のひとつであり、横浜市神奈川区の神奈川湊付近に所領を持っていたと考えられる香蔵院の院主珎祐の記録を採り上げ、室町時代の横浜の姿を考察することを目的に、本年度は関係記事の抜粋・収集を行った。
浄土宗檀林資料の基礎研究 (2 / 3 年次)	市内浄土宗僧侶の内外での活躍を明らかにすることを目的に、本年度も引き続き、増上寺などに現存する資料から、市域に関係する僧侶の記事を書き抜き収集した。
武州金沢藩に関する基礎資料の分析 (1 / 3 年次)	市域に本拠を有する唯一の藩である武州金沢藩について、当館所蔵の武州金沢藩士萩原家文書中に含まれる同藩藩庁文書を分析することで、同藩の近世後期～明治初年の実態を検討する。本年度は親類書の分析を中心に行った。
日記・御用留の基礎研究 (2 / 3 年次)	市域に残る日記・御用留類から、19世紀を中心とした政治、社会情勢と横浜の民衆との関わりについて明らかにすることを目的として、本年度は、所在調査を行った日記・御用留類の記載事項および当館所蔵の日記・御用留等の内容の検討を行った。
横浜市域の農具の研究 (4 / 4 年次)	市域で使われた農具の変遷や地域差等についての分析・検討を目的として、本年度は、これまで寄せられた新たな情報を追加し補足調査を行い、分析・検討した。

(3) 横浜の歴史をテーマにした調査研究：企画展開催に向けての調査研究

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
「ムラに生きる人々」に関する調査研究	20年度に開催する予定の企画展の検討と、基礎的な資料の調査を行った。
「人と物の流れ」に関する調査研究	21年度に開催する予定の企画展に関わる資料の調査、借用交渉などを行った。
「変わる横浜の形」に関する調査研究	22年度に開催する予定の企画展の計画立案、基礎的な資料の確認調査を行った。
「横浜開港 150 周年」関連展示の検討	21年度に開催予定の中世のミナトに関する展覧会と近世の交通路に関する展覧会の計画立案、基礎資料の確認を行った。

(4) 資料の調査整理

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
資料の整理	資料収集活動や調査研究で収集した資料・データなどの整理を行った。
調査報告書の作成・刊行	調査研究で蓄積した基礎データ等を『調査研究報告 VOL. 4』として刊行した。

3 常設展事業（寄附行為第4条第2号）

常設展示室において、新収蔵資料の公開や、学芸員による解説を実施することで、積極的な集客を図りました。また、展示資料・ジオラマ類・ビデオ機器の保守点検を実施し、円滑な博物館運営を行いました。

(1) 常設展示室での実施事業

項目	目的・意図 及び 内容・成果
常設展示解説	毎月末土曜日に「ラストサタデープログラム」の一環として、学芸員による常設展示解説を行った。 参加者：269名（全12回）
新収蔵資料の展示	7・8・9月と1・2・3月の6回、各時代の新収蔵資料をスタディサロンで展示し、各最終日に解説を行った。 解説参加者：94人（全6回）

(2) 常設展示室観覧者の推移

	有料観覧者（人）				無料観覧者（人）	合計（人）	前年比	開館日数	1日平均入館者(人)
	大人	高大	小中	計					
19年度	16,157	1,236	14,444	31,837	44,243	76,080	84.0%	309日	246
18年度	19,461	1,151	18,810	39,422	51,145	90,567	128.5%	309日	293
17年度	13,051	1,141	13,606	27,798	42,680	70,478	94.3%	306日	230

4 企画普及事業（寄附行為第4条第2・4・5・6・8号）

常設展示を補うテーマや新たな調査研究の成果に基づく企画展示を開催しました。同時に、市民が横浜の歴史をより身近で興味深く感じてもらえるように体験学習や歴史講座等を開催し、生涯学習活動を支援しました。

また、地域・学校や市民ボランティアと連携した事業や施設の有効利用と認知度・顧客満足度を高めるための事業を実施しました。

(1) 企画展・特別展の実施

企画展名/開催期間	観覧料	観覧者数	目的・意図 及び 内容・成果
特別展 「ヒトが移る、モノが動く -古代の東国にその痕跡を探る-」 H19. 4. 28(土) ～H19. 6. 24(日) 会期 51日	大人 500円 高大 300円 小中 100円	19,269人 1日あたり 378人	古代の王権・国家の形成過程における列島内外の異文化の交流を、東国地域における人の移住と定住、物の移動の視点から紹介した。また、文化庁「重要文化財公開促進事業」として国庫補助金を受けた。 ①講演会 1 5/18(日) 「古代の王権・国家と渡来人」 講師：田中史生氏（関東学院大学教授） 参加料：500円 参加者：119人 ②講演会 2 6/10(日) 「考古学からみた東国の渡来人」 講師：酒井清治氏（駒澤大学教授） 参加料：500円 参加者：154人 ③遺跡見学ツアー 6/7(木) 「那須地域を見学する日帰りバスツアー」 参加料：4,000円 参加者：42人 ④フロアレクチャー

			<p>5/6(日)、5/20(日)、6/16(土) 各2回、参加者：62人</p> <p>⑤図録等刊行物の作成 1,500部作成 定価1,000円 売上 539部</p> <p>⑥関連図書コーナーの設置(図書閲覧室)</p>
<p>夏休み企画展「乗り物・おみやげでたずねる 昭和30～40年代の旅ーよみがえる旅のキオクー」 H19.7.14(土) ～H19.9.2(日) 会期44日</p>	<p>大人 400円 高大 300円 小中 200円</p>	<p>15,361人 1日あたり 349人</p>	<p>昭和30～40年代の旅をテーマとし、乗り物・さまざまな旅のスタイル・おみやげという3要素を切り口にして紹介した。また都筑阪急百貨店の協賛を得て、外部資金の導入を図った。</p> <p>①講演会 7/29(日) 「旅に学ぶー抜け参り・修学旅行・大学探検部の伝統ー」 講師：神崎宣武氏(旅の文化研究所所長) 参加料：300円 参加者：64人</p> <p>②講座 8/4(土) 「夏休み、親子で学ぶ旅のきょうしつ」 講師：坂本 彰氏(前埋蔵文化財センター) 参加者：18人</p> <p>③バスツアー 8/23(木) 「碓氷峠鉄道文化むらと国指定重要文化財碓氷峠めぐり橋をたずねて」 参加料：6,000円 参加者：37人</p> <p>④ミニSL体験 7/28(土) 「博物館にSLがやってくる」 参加料：100円 参加者：463人</p> <p>⑤やさしい展示解説(フロアレクチャー) 7/22(日)、8/12(日)各2回 参加者：30人</p> <p>⑥「わたしの旅と逸品」 市民の皆さんから募集した旅の逸品とそのエピソードを紹介した。</p> <p>⑦モザイクモール協賛事業「小さな空の旅へ」 企画展半券でモザイクモール観覧車乗車サービスが受けられるよう企業とタイアップした。</p> <p>⑧図録等刊行物の作成 1,500部作成 定価300円 売上 791部</p> <p>⑨関連図書コーナーの設置(図書閲覧室)</p>
<p>テーマ展示「合戦絵</p>	<p>大人・大学</p>	<p>2,128人</p>	<p>収集してきた絵巻物資料を広く市民の方々に紹介す</p>

<p>巻」</p> <p>H19. 9. 15(土) ～H19. 10. 8(月) 会期 21 日</p>	<p>200 円 高校生以下 無料</p>	<p>1 日あたり 101 人</p>	<p>ることを目的とした。</p> <p>①ギャラリートーク 9 / 3 0 (日) 2 回 「大鑑と合戦絵巻」 豊田勝彦氏 (早稲田大学講師) 大鑑の制作者・専門家による展示品解説 参加者：2 6 人</p> <p>②フロアレクチャー 9 / 1 6 (日)、1 0 / 7 (日) 各 2 回 参加者：4 3 人</p>
<p>企画展「鶴見合戦ー 太平記に見る横浜 ー」</p> <p>H19. 10. 20(土) ～H19. 11. 25(日) 会期 32 日</p>	<p>大人 500 円 高大 300 円 小中 100 円</p>	<p>5, 066 人 1 日あたり 158 人</p>	<p>中世横浜の南北朝内乱に関わる合戦のうち、鶴見区で行われた鎌倉時代末～南北朝時代の合戦をとり上げ、紹介した。また、「とことん鶴見フェスティバル」に参加し、図録の先行販売を行った。川崎市市民ミュージアム、神奈川県立金沢文庫との 3 館連携の広報・企画も行った。</p> <p>①講演会「鶴見合戦」の資料をよむ 1 1 / 1 1 (日) 「横浜市域の中世道遺構」 岡陽一郎氏 (青山学院大学講師) 「石川義光軍忠状の背景」 小国浩寿氏 (都立一橋高校教諭) 「横浜市域の土地争論」 阿諏訪青美 参加料：5 0 0 円 参加者：1 1 4 人</p> <p>②講演会「南北朝内乱期を探る」 1 1 / 1 8 (日) 「南北朝内乱の武士と戦い」 近藤好和氏 (神奈川大学特任教授) 「新田義貞の鎌倉攻めと気候変動」 磯貝富士男氏 (大東文化大学准教授) 参加料：各 5 0 0 円 参加者：各 9 3 人</p> <p>③バスツアー「3つの博物館めぐり」 1 1 / 4 (日) 神奈川県立金沢文庫・川崎市市民ミュージアム・当館を巡るバスツアー 参加料：2, 5 0 0 円 参加者：1 9 人</p> <p>④バスツアー「畠山重忠館跡見学と鎌倉街道上の道があるく」 1 1 / 1 5 (木) 参加料：4, 0 0 0 円 参加者：3 2 人</p> <p>⑤ウォーキングツアー「国指定重要文化財『武蔵国鶴見寺尾郷絵図』をあるく」 1 1 / 2 2 (木) 参加者：2 8 人</p> <p>⑥フロアレクチャー 1 1 / 3 (土・祝)、1 1 / 1 7 (土) 各 2 回 参加者：5 3 人</p>

			<p>⑦図録等刊行物の作成 1,500部作成 定価1,000円 売上 710部</p> <p>⑥関連図書コーナーの設置 (図書閲覧室)</p>
<p>平成19年度「横浜市指定・登録文化財展」・「横浜の遺跡展」 H19.12.8(土) ～H20.1.14(月・祝) 会期25日</p>	<p>無料</p>	<p>3,034人 1日あたり 121人</p>	<p>平成19年度に新たに指定・登録された文化財を展示して市民に公開した。同時に市内遺跡の調査・整理の成果を報告する「横浜の遺跡展」、横浜市立学校総合文化祭「社会科作品展」を開催した。</p> <p>①講演会 12/16(日) 「仏像の歴史－平安から鎌倉へ－」 山本 勉氏 (清泉女子大学教授) 参加料:500円 参加者:56人</p> <p>②フロアレクチャー 12/9(日)、1/12(土) 各2回 参加者:43人</p> <p>③干支土鈴展示 (エントランスホールで、平成19年と20年の干支の土鈴を展示)</p>
<p>企画展「江戸時代のよこはま－青葉の村々と矢倉沢往還－」 H20.1.26(土)～ H20.3.16(日) 会期51日</p>	<p>大人 300円 高大 200円 小中 100円</p>	<p>7,460人 1日あたり 146人</p>	<p>青葉地域の江戸時代の村々の様相と、大山参詣のルートや江戸と周辺地域を結ぶ経済・文化の動脈として機能した矢倉沢往還の果たした役割を紹介した。</p> <p>①研究講座 2/9(土)「近世後期の都筑郡における文芸活動」相澤政雄氏 (地域史研究家) 2/16(土)「五か村用水について」村田公男氏 (地域史研究家) 3/1(土)「青葉区域における中世の古道について」中西望介氏 (地域史研究家) 3/8(土)「近世の石川村を訪ねて－石川村絵図と新編武蔵風土記稿を読み解く－」横溝潔氏 (地域史研究家) 3/15(土)「近世前期の前田家鷹場」斉藤 司 3/15(土)「近世の都筑郡と中里村」松本洋幸 参加料:各回200円 参加者:合計712人</p> <p>②山内図書館講座 参加者:40人</p> <p>③歴史散歩 2/21(木)、3/13(木) 「青葉区域の矢倉沢往還 (大山道) を歩く」 参加料:各回500円 参加者:77人</p>

			<p>④落語会「大山詣り」 2/24(日) 演者：桂歌助氏 参加料：1,000円 参加者：112人</p> <p>⑤フロアレクチャー 2/9(土)、2/16(日)、3/1(日)、 3/8(日) 各1回 参加者：85人</p> <p>⑥図録等刊行物の作成 1,500部作成 定価1,000円 売上 495部</p> <p>⑦関連図書コーナーの設置(図書閲覧室)</p>
--	--	--	--

(2) 企画展示室観覧者の推移

	有料観覧者(人)				無料観覧者 (人)	合計 (人)	前年比	開催 日数	1日平均 入館者(人)
	大人	高大	小中	計					
19年度	12,912	683	6,305	19,900	36,424	56,324	73.1%	224日	251
18年度	16,745	610	13,316	30,671	46,319	76,990	154.7%	235日	328
17年度	8,234	708	5,562	14,504	35,281	49,785	102.3%	230日	217

(3) 歴史講座等の開催

講座名称/開催日	参加者数	事業内容
古文書解読教室 初めての古文書 H19.10.5(金) ～H19.12.7(金) 毎金曜 10回連続	各回 35人	初心者を対象に江戸時代の古文書を教材として解読の初歩を学ぶ講座を行った。 講師：井上攻、小林紀子 会場：歴史博物館 研修室 参加料：5,000円
古代史講読講座 H20.1.16(水) ～H20.2.13(水) 毎水曜 5回連続	各回 57人	日本古代史の主要な問題について関係史料を読み解く講座を行った。 講師：平野卓治 会場：歴史博物館 講堂 参加料：2,500円
中世史講読講座 H20.1.16(水) ～H20.2.13(水) 毎水曜 5回連続	各回 80人	中世社会について、戦国時代の資料を読み解きながら、その実像にせまる講座を行った。 講師：阿諏訪青美 会場：歴史博物館 講堂 参加料：2,500円
土器づくり教室 H20.2.17(日) ～H20.3.29(土) 全4回	各回 17人	横浜縄文土器づくりの会の指導で、港北ニュータウン出土の縄文土器をモデルに土器づくりの体験教室を行った。また、完成作品の展示会を開催した。 会場：歴史博物館 工房・野外広場 参加料：4,000円

出張土器づくり教室	80人	横浜縄文土器づくりの会との協働で、小学校へ出張して、土器づくりの指導を行った。 6/22(金)、7/13(金)、11/8(木) 横浜市立山下みどり台小学校
竪穴住居に泊まろう H19.9.1(土) ~9.2(日)	26人	小学生とその親を対象に遺跡の復元住居で、火起こしや遺跡解説、竪穴住居に宿泊する体験教室を行った。 参加料：大人1,000円、子供500円 参加者：8世帯26人
開館13周年記念特別講演会 H20.2.2(日)	226人	開館13周年を記念して特別講演会を行った。 「近世後期武相の地域社会と江戸の文化」 青木美智男氏(元専修大学教授)

(4) 体験学習の実施

会場/開催日	参加者数	参加料	事業内容
体験学習室 毎日開催	66,011人	無料	さまざまな道具に直接触れ、歴史を実感できる内容で実施した。 常時開催：銅鐸鳴らし、石臼で粉ひき、火打石、あかり比べ等 ミニ展示 ・私たちが作った縄文土器展 3/31(土)~4/8(日) ・江戸時代の旅 7/14(土)~11/30(金) ・ちょっと昔を探してみよう 12/1(土)~4/1(火)
体験コーナー H19.4.6(金) ~H19.6.29(金)		無料	小学校団体が多い4~6月にかけて、エントランスホール・復元住居等で、火起こし体験や貫頭衣を試着したりできるコーナーを設置し、ミニ体験を実施した。
工房 土日開催 23日45回	1,219人	300円	小学生の親子を中心に、楽しみながら歴史に触れる教室を開催した。 勾玉づくり、土偶づくり、小田原提灯づくり、凧づくり、草履編み、紙すき体験、万祝染体験等
古代人体験 H19.8.25(土)	48人	300円	小学校5・6年生を対象に、火起こしや竹の食器作り・勾玉作りなど古代人の体験を行った。都筑区役所と都筑区青少年指導員連絡協議会と共同主催。
回想法ワークショップ H20.2.15(金)	12人	無料	介護施設レストヴィラ十日市場と協働で、高齢者対象に回想法ワークショップを実施した。

体験広場	371人	無料	工房で作った土偶等の野焼きを横浜縄文土器づくりの会と協働で行い、市民に公開した。 8/19(日)、11/3(土・祝)、3/29(土)
------	------	----	---



歴史講座



体験学習

(5)「夏休みれきし教室」の実施

会場	開催日	参加者数	事業内容
常設展示室	H19.8.5	153人	親子で博物館を楽しみながら関心を高めてもらうために、児童生徒を中心とした教室を開催した。 内容：展示ポイント解説、赤外線テレビカメラでの調査体験、博物館バックヤード見学
企画展示室	H19.8.26		
博物館バックヤード	各日曜 各3回		

(6)「ふるさと横浜探検」の実施

探訪地	開催日	参加者数	事業内容
よこはま事始め 山手地区	H19.4.19 (木)	30人	開港場である横浜山手地区を探訪した。 参加料：700円
富岡製糸工場と古代上野三碑を訪ねて	H19.5.24 (木)	41人	企画展関連事業として、群馬方面の史跡を探訪した。 参加料：5,000円
旧東海道神奈川宿の歴史散歩	H19.10.10 (木)	16人	旧東海道の神奈川宿を中心に周辺を探訪した。 参加料：700円
箱根旧東海道の石畳と箱根関所を訪ねて	H19.11.22 (木)	28人	企画展関連事業として、鶴見合戦に関する史跡を探訪した。参加料：600円
武蔵国鶴見寺尾郷図を歩く	H19.11.6 (木)	35人	箱根の史跡人気の高い買い物スポットをツアールートに組み入れた。参加料：4,000円
小田原合戦 山中城・一夜城・小田原城を訪ねて	H20.3.27 (木)	45人	小田原合戦ゆかりの城跡3ヶ所と人気の高い買い物スポットをツアールートに組み入れた。 参加料：4,000円

(7)「博物館感謝デー」の開催

開館記念日にイベントを実施し、認知度とイメージの向上に努めるとともに集客を図りました。

項目	開催日	参加者数	事業内容
博物館感謝デー	H20.1.26 (土) ～27(日)	2,738人	常設展示室・企画展示室の無料開放、聞いてみよう(常設展、土器パズル、赤外線カメラなど)、作ってみよう(まが玉)、ビデオ上映会、土器復元体験、ショッピングフェア

(8) エントランスホールコンサートの実施

横浜市歴史博物館の認知度を高め、新規来館者の開拓を図るため、博物館エントランスホールを会場としてコンサートを開催しました。

事業名/開催日	事業実績等
第12回コンサート 「歌とフルートとピアノでおくる音の花束」 H19.7.8(日)	演奏者：田上裕子氏（ソプラノ）、池田雪花氏（フルート） 高橋雪氏（フルート）、加納麻衣子氏（ピアノ） 来場者数：276人
第13回コンサート 「チェロで迎えるクリスマス」 H19.12.22(土)	演奏者：八十嶋龍三氏（チェロ） 八十嶋洋子氏（ピアノ） 来場者数：210人



ふるさと
横浜探検



エントランスホール
コンサート

(9) 遺跡公園ガイドボランティアの活動支援

項目	事業内容			
ガイドボランティア事業	市民ボランティアにより、小中学校団体、及び一般来館者へ大塚・歳勝土遺跡公園・旧長沢家住宅の無料解説ガイドを行った。 また、当事業は、ガイド研修を通じて登録者の考古学・歴史学に関する自己学習・生涯学習の支援を兼ねている。 ①ガイド登録者数：57人 ②登録期間 2年間（5期生 平成19・20年度） ③基本ガイド時間 小学校団体 45分間 一般 60分間			
ガイドボランティア研修の実施	・館外研修会・研修講座等を開催した。 ・本年度は第5期の1年目で、活動期間は、平成19年4月1日～21年3月31日。			
項目	平成19年度	平成18年度	平成17年度	
活動実績	実施回数(日)	299	301	297
	解説回数(回)	925	979	1,096
	1日平均解説回数(回)	3.1	3.2	3.6
	参加者数(人)	27,763	28,297	26,385
	団体対応(件)	332	322	319
	団体のうち学校数(校)	298	287	257

(10) 学校連携事業の実施

横浜市歴史博物館の学校利用を促進するために、エデュケーターを中心に「学校の博物館利用研究会」を運営し、常設展示室見学のポイントの作成やホームページの活用等について検討を行いました。また、「吉田新田」についての小学校への出前授業と、近隣4区の小学校向けに常設展示室で吉田新田の説明を行いました。

事業名／開催日	事業内容等
学校の博物館利用研究会 第1回 H19. 6. 30(土) 第2回 H19. 8. 18(土) 第3回 H19. 12. 8(土) 第4回 H20. 3. 1(土)	①横浜市小学校社会科研究会所属の教員5名及び関係職員で構成。見学ポイントの作成、ホームページの活用等について検討を行った。 ②歴史博物館をはじめ、他館についての利用方法も検討した。
教職員専門研修 H19. 8. 2(木)	市教育委員会が主催する教職員研修を受け入れて実施した。 参加人数：37人
月曜開館	学校団体の来館が多い4・5月の月曜日に臨時開館し、混雑緩和と積極的な学校団体誘致を図った。
吉田新田出前授業	10/2 (火) 瀬谷区瀬谷小学校 4クラス 139人 10/4 (木) 緑区山下みどり台小学校 3クラス 87人 10/27 (土) 保土ヶ谷区保土ヶ谷小学校 2クラス 60人 11/2 (金) 泉区下和泉小学校 3クラス 86人 11/13 (火) 中区立野小学校 3クラス 121人 11/14 (水) 南区六ツ川西小学校 学年全 65人 2/26 (火) 西区平沼小学校 3クラス合同 85人
常設展示室吉田新田説明	10/19 (金) 都筑区中川小学校 4クラス 136人 10/23 (火) 都筑区茅ヶ崎小学校 3クラス 105人 10/31 (水) 青葉区山内小学校 4クラス 154人 11/1 (木) 都筑区荏田小学校 2クラス 76人 11/6 (火) 緑区長津田第二小学校 3クラス 105人 11/9 (金) 青葉区あざみ野第二小学校 3クラス 83人 11/15 (木) 都筑区都筑小学校 4クラス 131人 11/20 (火) 青葉区鴨志田第一小学校 2クラス 55人

(11) 小・中学校団体利用の推移

項目	平成19年度	平成18年度	平成17年度
学 校 数 (校)	425	506	438
児 童 ・ 生 徒 数 (人)	37,695	44,741	38,220

(12) 実習・研修の受け入れ

項 目	事 業 内 容
博物館館務実習の受け入れ	博物館学芸員資格の取得を目指す「博物館実習」受講生を受け入れ、指導を行った。 (A日程) 期間：H19.5.20(日)～11.3(土)の内、9日間 受入数：2人 (B日程) 期間：H19.7.31(火)～8.21(火)の内、8日間 受入数：12人
社会研修の受け入れ	生徒・学生の社会体験・研修等を受け入れた。 6 / 5 (火) 座間市立座間中学校 5人 6 / 13 (水) 横浜市立盲特別支援学校 6人 10 / 17 (水) 相模原市立共和中学校 4人 11 / 11 (木) 神奈川県立翠嵐高等学校 9人 1 / 20 (日) 私立武蔵高等学校 3人 1 / 23 (水) 横浜市立東山田中学校 2人 1 / 24 (木) 横浜市立中川中学校 4人 1 / 25 (金) 横浜市立東山田中学校 2人 1 / 31 (金) 横浜市立上の宮中学校 3人 H19.2.22(金)～3.4(火)フェリス女学院大学 2人

(13) 広報出版

項 目	事 業 内 容
リーフレット類作成	歴史博物館案内パンフレット 歴史博物館案内児童用パンフレット 歴史博物館催し物案内(年2回) 通史展示解説シート
出版物発行	横浜市歴史博物館ニュース(年2回) 各20,000部作成 横浜市歴史博物館資料目録 第16集 700部作成 横浜市歴史博物館 紀要第12号 800部作成 「ちょっとむかしを探してみよう」増刷 「吉田新田ができるまで」増刷
その他広報	市営地下鉄6駅構内の広報案内看板による広報 市営地下鉄の車内放送による広報 インターネットによる広報 一般新聞・雑誌等への広告掲載による広報 都筑区民まつり、センター北まつりへの出店参加による広報 市営地下鉄車内吊り広告による5施設紹介の広報 FM放送への情報提供 グリーンライン開通に伴う広報 横浜開港150周年記念グランドミュージアム参加

5 情報事業（寄附行為第4条第4・5・6号）

インターネット等を利用して、各施設の文化財・歴史資料及び展示等に関する情報を提供するために、データの入力等を行い、文化財情報の発信に関わる機器類の保守管理を行いました。

項 目	事 業 内 容
収蔵資料等データ入力及びインターネット公開	収蔵資料、図書文献資料等のデータ入力及びインターネット公開を行った。 ・データ入力件数 合計 5,878件 ・インターネット公開 収蔵資料情報の公開 合計 52件（前年度52件） 図書文献資料情報の公開 合計 2,634件（前年度2,301件）
映像資料の公開	スタディ・サロンで映像ビデオを公開した。
文化財情報システムの運用・保守	インターネット等による文化財情報の管理・発信やグループウェアに関わる機器類の保守を行った。
ホームページを利用した博物館情報の発信と市民ニーズの把握	博物館のホームページ上で、博物館の催し物案内をはじめ、展示・催し物・刊行物の広報や、収蔵資料・図書文献資料・市内文化財等の紹介を行った。 アクセス件数 合計96,144件（前年度89,023件）

6 管理運営事業（寄附行為第4条第7号）

横浜市歴史博物館及び野外施設の維持管理・運営を行いました。

（1）横浜市歴史博物館等の維持管理

管理対象施設等	事業内容・所在地など
横浜市歴史博物館	施設の維持管理、補修・修繕、燻蒸 スタディサロン・歴史劇場の運営 講堂、研修室の貸出 主な修繕：エスコ事業に伴う空調機交換 所在地：都筑区中川中央一丁目
横浜市歴史博物館野外施設	国指定史跡「大塚・歳勝土遺跡公園」の管理 所在地：都筑区大榎西

（2）講堂・研修室利用の推移

項 目		平成19年度	平成18年度	平成17年度
講 堂	利 用 者 数 (人)	15,773	17,957	6,085
	利 用 件 数 (件)	116	80	52
	うち有料貸出件数 (件)	29	13	9
研 修 室	利 用 者 数 (人)	8,377	6,919	5,912
	利 用 件 数 (件)	231	175	115
	うち有料貸出件数 (件)	136	91	48

(3) 横浜市歴史博物館野外施設入場者の推移

項 目		平成19年度	平成18年度	平成17年度
横浜市歴史博物館野外施設(人)		59,835	63,654	65,424
内 訳	大塚遺跡(人)	55,338	57,349	59,154
	工房(人)	4,497	6,305	6,270

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
資料収集保管事業	資料購入・寄贈による資料収集を行うと共に、複製資料の制作やマイクロフィルムなどによる収集を行いました。収集資料の整理・保管・データ入力、資料の修繕を進め、保管環境の維持につとめました。また、本年度より、整理した画像資料を有料で貸し出し収益の向上を図りました。	A
調査研究事業	収蔵資料に関する調査研究を4本、地域資料に関する調査研究を7本実施し、その成果は報告書として刊行すると共に、企画展等の事業に反映させました。また、20年以降の企画展の基礎調査を実施しました。	A
常設展事業	日常的なメンテナンスなどの他に、活性化・リピーターの獲得を目的に、学芸員の展示解説、新収蔵資料の展示及び解説などを継続して実施しました。	A
企画普及事業	企画展・特別展の他各種展示事業と、体験学習等の普及事業、博物館感謝デー等の集客イベント、遺跡公園ボランティアガイド等の市民協働事業、学校連携事業等を実施しました。初めての試みとして介護施設と連携して回想法ワークショップを実施しました。年間の博物館利用者数及び学校の利用数・人数は、いずれも18年度と比較すると84%の達成率に止まりましたが、企画展・常設展示の入場者数は当初事業計画で上げた数値目標と比較すればそれぞれ92%、99%の達成率でした。当初事業計画との比較や18年度との比較においても、達成率は80%以上となることから、本事業は予定通り実施できたものと思われれます。	A
情報事業	館内の端末での情報提供とインターネットでの情報発信を実施しました。	A
管理運営事業	博物館、遺跡等施設の維持管理を適切に行いました。講堂や研修室の利用件数が前年度を大きく上回りました。	A

IV 開港資料館事業

資料収集、調査研究は事業計画どおり実施しました。常設展示室には昨年度同様に新収資料コーナーを設け、即応的な資料紹介を行いました。

企画展示は、開港150周年にちなむ中心的施設として「開港150プレリュード」と題した2つの企画展示（「横浜浮世絵」、「ハマの謎ときー地図でさぐる横浜150年」）を開催したほか、鶴見・神奈川・中・保土ヶ谷・磯子の各区が誕生して80周年になることを記念した企画展示（「昭和の幕開けー大横浜を築いた市長有吉忠一」）を開催しました。

開港150周年に向けて「たまくす」の保護育成を図る「たまくすプロジェクト」を発足させました。さらに、昨年度に設置された横浜郷土史団体連絡協議会との協働事業も順調で、栄区や泉区の郷土史団体との共催講座や鶴見区の郷土史団体との協働出版を実施しました。また、これらの講座開催に際しては区役所の後援を得ました。これに加えて複数の新聞への記事連載や監修を行い、研究成果、資料の普及、「開港150周年」とともに当館の周知を図ることができました。

なお、横浜開港資料館旧館（旧：イギリス領事館）が、平成19年11月30日、経済産業省により「地域活性化に役立つ近代化産業遺産」（『貿易立国』横浜港発展の歩みを物語る近代化産業遺産群）に認定されました。

各事業報告

1 資料収集保管事業（寄附行為第4条第1号）

開港期を中心として明治・大正にかけての横浜の歴史とその関連資料の収集し、収集資料を良好な状態で保存するために資料の保管・修繕を行いました。また、閲覧室での資料公開・コピーサービスにより、資料や研究成果の普及を行いました。

（1）資料の収集・管理・公開

項目	点数	事業内容
資料の寄贈・寄託	寄贈7件1,448点 寄託2件27点	主な収集資料：歴史家萩原延壽文庫資料1427点
資料の購入	38件 263点	主な収集資料：「ザ・ファーイースト第1巻」ほか
資料のマイクロ化	15件 (6,032コマ)	主な複製（マイクロ撮影）資料：磯貝家および軽部家所蔵資料
資料の保存処理・修繕	2件 2点	聖教初学要理、佐久間家文書中性紙封筒入れ替え
資料の分類・整理	絵葉書3000点ほか	収集した歴史資料を保存・公開するため、資料群ごとに分類整理した。
資料のデジタル化	HPで横浜浮世絵など210点を公開	画像資料及び各種資料情報のデジタル化、インターネット上での公開に向けてのシステム構築を行った。

文献資料のコンピュータ検索の実施	548件	所蔵文献資料のデータベース化、閲覧室での検索システムの整備を行った。
閲覧室における資料の公開	閲覧室利用者 3,614人 書庫内資料の出納 887件	邦字・欧字新聞複製、図書等の開架資料の公開と、文献・古文書等の閉架資料の出納・公開を行った。
写真資料の撮影・整理	撮影件数(348点) ファーマーイーストなど	企画展や閲覧公開に供する資料及び収蔵資料の撮影と整理・登録を行った。
複製フィルム等の貸出	貸出件数579件 1,854点	市民や企業、他の博物館や公共機関、出版社などへの写真資料の貸出を行った。

(2) 資料収集内訳

区 分	購入	複製	寄贈	寄託	合計	累計
行政資料(点)	— (-)	— (-)	(120)	— (-)	— (120)	1,851 (1,851)
政府資料(点)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	16,137 (16,137)
海外資料(点)	— (-)	— (86)	— (-)	— (-)	— (86)	13,024 (13,024)
文書・記録(点)	28 (10)	5 (36)	1,442 (811)	25 (-)	1,500 (857)	72,662 (71,162)
新聞資料(点)	34 (42)	— (5)	1 (25)	— (-)	35 (72)	9,689 (9,654)
横浜絵・写真等(点)	33 (57)	7 (-)	3 (1)	2 (-)	45 (158)	31,016 (30,971)
コレクション(点)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	50,165 (50,165)
文献資料(点)	168 (47)	3 (-)	2 (6,342)	— (-)	173 (6,389)	55,648 (55,475)
合 計	263 (156)	15 (127)	1,448 (7,299)	27 (-)	1,753 (7,582)	250,192 (248,439)

※ () 内は、前年度点数。

(3) 複製フィルム等の貸出実績

項 目	平成19年度	平成18年度	平成17年度
出版社(一般書・教科書・雑誌)、放送・テレビ会社、官公庁、横浜市及び横浜市関連機関への貸出	579件	447件	473件

※ 18年度から資料を有料貸出

(4) 閲覧・資料相談・複写サービス利用状況

項 目	平成19年度	平成18年度	平成17年度
閲覧室利用者数(人)	3,614	2,921	2,304
複写申込件数(件)	1,938	1,607	1,249
複写枚数(枚)	44,540	40,795	30,002
レファレンス件数(件)	2,823	2,187	2,238

(5) 資料の保管

項目	目的・意図 及び 内容・成果
害虫防止策	収蔵庫・展示室窓に紫外線防止フィルム貼付、害虫忌避剤の散布
環境検査	5回/年 実施

(6) 資料保管施設の管理

保管施設	保管資料
横浜開港資料館収蔵庫 (310 m ²)	文書記録、画像資料、個人文庫、文献等の収蔵と管理を行った。
大黒埠頭倉庫他	マイクロフィルム、器物資料等の収蔵と管理を行った。

2 調査研究事業（寄附行為第4条第1号）

開港期を中心として明治・大正にかけての横浜の歴史とその関連資料について調査研究を館外の研究者とも協力して行いました。調査研究項目を一部組替・統合しましたが、当初事業計画の所期目的を達成しました。

(1) 基礎的調査研究

項目	目的・意図 及び 内容・成果
開国・開港期の歴史 ・幕末・明治期の史跡と古記録の研究（2/5年次）	①横浜浮世絵展を担当し開催した。 ②長野県の生糸貿易関係資料の調査など古文書所在調査を実施。 ③横浜の歴史を普及するための新聞連載（神奈川新聞・読売新聞ほか）。
横浜近代政治史 ・横浜市政史の研究（2/5年次）	①昭和の幕開け展を担当し開催した。展示準備で明らかになった事柄を講座や刊行物などで公表した。 ②区制施行当時の横浜市政に関する資料の調査を実施した。 ③長野県下伊那郡の製糸場関係資料について紀要で報告した。
横浜近代経済史 ・茂木商店関係資料及び興行関係資料の研究（2/5年次）	①株式会社横浜植木関係資料（カタログ類など）のスキヤニングをおこなった（約120枚）。 ②阪田文庫の目録を作成した。 ③横浜貿易商青年会についての研究成果を紀要で公表した。
横浜近代文化史 ・横浜の教育史に関する調査 ・横浜の出版、及び出版文化に関する調査 （2/5年次）	①石井光太郎氏旧蔵資料の内、和本のデータベース化をおこなひ、目録（石井光太郎文庫目録第1集）を刊行した。 ②保土ヶ谷宿の間屋をつとめた軽部家の近世の文書および文芸関係資料の調査と整理をおこなった（約700点）。
横浜近代欧米関係史 ・横浜外国人社会に関する研究 （2/5年次）	①横浜アマチュア演劇クラブ関係資料の目録を作成した。 ②ポール・C・ブルーム氏関係資料の仮目録を作成した。 ③萩原延壽文庫の仮目録を作成した。 ④居留地撤廃時の横浜・長崎でのフランス国籍者調査記録について紀要で報告した。

横浜近代アジア関係史 ・ 横浜在留華僑・華人に関する研究（2／5年次）	①ハマの謎とき展を担当し開催した。同展準備の過程で中華街の形成について考察し、展示や新聞などで公表した。 ②横浜華僑のオーラルヒストリーの記録化を中華会館と協議しながら進めた。 ③中華街関係の研究成果を紀要や新聞などで公表した。
歴史情報に関する研究 ・ 明治・大正期の横浜関係情報に関する研究（2／5年次）	①実業之横浜展を担当し開催した。あわせて『実業之横浜、目次・索引』を刊行した。 ②実業之横浜の欠号調査を実施し、欠号をマイクロで補充した。 ③『横浜貿易新報』の記事目録を作成し、公開に向けての準備を行った。

(2) 委託調査

項 目	委託先	目的・意図 及び 内容・成果
横浜と周辺郡部を対象とした地域研究と経済貿易史に関する研究（2／5年次）	横浜近代史研究会 (代表 大豆生田稔)	①橘樹郡・都筑郡の地域資料の調査と分析 ②横浜の経済・貿易に関する調査研究（商工会議所蔵書・生糸関係資料の調査・分析など） ③横浜の市政史に関する調査研究（関連雑誌の記事目録データベースの整備） ④地域の旧家に残された日記・演説原稿などの解読と分析
幕末・明治初年の貿易史と古記録に関する調査研究（2／5年次）	横浜史料調査研究会 (代表 井川克彦)	①江戸時代に作成された古文書を所蔵する旧家の調査（戸塚区猪熊家ほか） ②開港資料館が所蔵する和本などの整理 ③幕末から明治初年の横浜の歴史に関する古文書の筆写（磯子区堤家文書ほか） ④市外の機関が所蔵する古文書の調査（長野県上田市上丸子飯沼区有文書ほか）
横浜外国人社会に関する調査研究（2／5年次）	横浜外国人社会研究会 (代表 大西比呂志)	①横浜居住外国人関係者の調査とインタビュー ②外務省外交史料館が所蔵する大正期の外国人に関する資料の調査 ③マイクロフィルム（オーストラリア国立図書館蔵横浜在住外国人関係資料）の調査 ③横浜居住外国人リストのデータベース化など

(3) 研究紀要の発行

出版書籍名	作成部数	頒布価額	事業内容
横浜開港資料館 紀要 第26号	1,250部	1,529円	当館専門職員による資料の調査研究、整理等の成果をまとめた。 ・論文「横浜貿易青年会について」ほか ・史料紹介「太田宇之助日記」ほか

3 常設展事業（寄附行為第4条第2号）

常設展示室において、資料・展示ケースなどの保守点検を実施し、円滑な展示室運営を行いました。

（1）常設展示室観覧者の推移

	有料入館者（人）				無料入館者 （人）	合計 （人）	前年比	開館 日数	1日平均 入館者(人)
	大人	小中	閲覧室	計					
19年度	32,111	10,339	1,626	44,076	15,588	59,664	101.3%	302日	198
18年度	33,827	8,527	1,358	43,712	15,143	58,855	122.0%	302日	195
17年度	26,543	7,838	1,243	35,624	12,625	48,249	81.8%	300日	161

（2）新収蔵資料や新発見資料紹介コーナーの設置

常設展示室の一角に、新収蔵資料や新発見資料の紹介コーナーを設け、調査研究の成果をいち早く紹介しました。

項目	内容・成果
資料紹介	H19. 4. 25（水）～7. 29（日）オデヲン座ウィークリー H19. 8. 1（水）～10. 28（日）大震災直前の横浜市街写真 H19. 10. 31（水）～11. 25（日）ビッドルが残した扇 H19. 12. 1（土）～12. 27（木）アーネスト・サトウと萩原延壽資料 H20. 1. 4（金）～3. 11（火）武蔵国橋樹郡市場村御用留 H20. 3. 12（水）～5. 18（日）The Far East Vol. 1 よみがえる明治初頭の横浜

4 企画普及事業（寄附行為第4条第2・4・5・6・8号）

開港期を中心として明治・大正にかけての横浜の歴史とその関連資料の研究成果を企画展開催や紀要・資料集・書籍出版等で発表しました。また、市民との協働を積極的に進め、講演会の実施や会報の作成指導等を行いました。

（1）企画展の実施

企画展名/開催期間	入館者数	目的・意図 及び 内容・成果
川の町・横浜 ーミナトを支えた水運 H19. 1. 31(水)～H19. 4. 22(日) 19年度中会期 19日	2,234人 1日あたり 118人	関内・関外地域の河川・運河を中心にした開国以降の横浜の舟運の盛衰の歴史を紹介した。
横浜浮世絵 H19. 4. 25(水)～H19. 7. 29(日) 会期 83日	21,893人 1日あたり 264人	横浜浮世絵を題材に幕末から明治初年の横浜の町づくりの歴史を紹介した。 ①三つ折リーフレットの作成 6,000部作成 定価100円 売上 663部 ②フランス月間協賛事業として開催 ③フロアレクチャー4回実施 ④日本芸術文化振興会から補助金60万円を得た。

<p>昭和の幕開け 大横浜を築いた市長・有吉忠一 H19. 8. 1(水)～H19. 10. 28(日) 会期 78 日</p>	<p>14,428 人 1日あたり 185 人</p>	<p>震災からの復興を成し遂げ、昭和期の横浜の発展の基礎を築いた有吉忠一の足跡と約 80 年前の横浜の姿を紹介した。</p> <p>①関連講座 9月毎土曜日(全5回、受講者69名)</p> <p>9/ 1 「有吉忠一と大横浜建設」高村直助 9/ 7 「神奈川県知事時代の有吉忠一」 吉良芳恵氏(日本女子大学教授) 9/15 「朝鮮総督府時代の有吉忠一」 李 炯植氏(東京大学大学院) 9/22 「有吉市長と横浜市政」 大西比呂志氏(フェリス女学院准教授) 9/29 「市長退任後の有吉忠一」松本洋幸 参加料: 2,500円</p> <p>②神奈川宿遊学セミナーとの協働講座を関連事業として実施</p>
<p>『実業之横浜』を読む H19. 10. 31(水)～H20. 1. 27(日) 会期 71 日</p>	<p>10,306 人 1日あたり 145 人</p>	<p>貿易都市から工業都市へと移り変わる100年前の横浜の姿を『実業之横浜』を通してを紹介した。</p> <p>①フロアレクチャー3回実施 ②関連出版物『実業之横浜、目次・索引』を刊行</p>
<p>ハマの謎とき —地図でたどる横浜150年 H20. 1. 30(水)～H20. 4. 20(日) 19年度中会期 53 日</p>	<p>10,423 人 1日あたり 197 人</p>	<p>地図の中に街の成り立ちに関わる9つの謎の答えを探しながら、近代横浜の姿を紹介した。</p> <p>①クイズシートの作成 ②関連講座(毎金曜4回連続) 参加者: 76人</p> <p>3/ 7 「絵地図に見る開港場の建設」 伊藤泉美 3/14 「都市横浜の基礎づくり」青木祐介 3/21 「横浜案内記と地図」石崎康子 3/28 「地形図が語る都市横浜のあゆみ」 岡田 直</p>

(2) 歴史講座等の開催

講座名称/開催日	参加者数	事業内容
<p>資料講読講座 H19. 11. 13 (火) ～H19. 11. 22 (木) 毎火・木 4回連続</p>	<p>各回 19 人</p>	<p>館蔵資料を使って、資料の読み解き方を解説する集中講座</p> <p>11/13 「ビジネスマンの帰宅と罹災処理」平野正裕 11/15 「文化財を救った人々」松本洋幸 11/20 「居留外国人社会と震災」中武香奈美 11/22 「鶴見の佐久間権蔵日記から」 今井清一氏(横浜市立大学名誉教授)</p>

市民団体との共催講座（調査研究員と市民団体のメンバーが講師となる講座、横浜郷土史団体連絡協議会の関連事業）	75人	栄地域史研究会との共催講座 「栄の歴史講座 さかえ地域の歴史ー栄区と鎌倉郡ー」 11/28（水）、11/30（金）、12/7（金）3回連続
	91人	泉区歴史の会との共催講座 「泉区地域文書講座ー文書に見る近世・近代の暮らしと産業ー」 2/5（火）、2/12（火）、2/22（金）3回連続
たまくすプロジェクト H19.10.27（土）	34人	横浜市環境創造局との協働で、近代横浜のシンボルのたまくすを次世代へ継承するために、苗木の植樹と樹勢回復を行う。 今年度は苗木の育て親に「たまくす」の歴史と苗木の育て方についての講座を実施した。
講演会 開港150周年プレリユード「幕末維新の英外国人、アーネスト・サトウと歴史家・萩原延壽」 H19.12.1（土）	285人	「萩原延壽文庫」寄贈を記念し、アーネスト・サトウ関係史料を中心とする当館海外史料を紹介した。 会場：横浜市開港記念会館・講堂 朝日新聞社後援 「孤高の歴史家・萩原延壽さん」杉山伸也氏 「旧蔵書から見たサトウと日本」林望氏
観光人材育成講座 「横浜博士になろう」	70人	講座と現地解説 横浜ボランティアガイド協会、横浜コンベンションビューローとの共催で、観光にかかわる人材を育成することを目的に実施。 12/7（金） 「東海道・保土ヶ谷宿」 西川武臣 1/25（金） 「浅野総一郎とその事業」 平野正裕

(3) 各種出版物の作成・編集

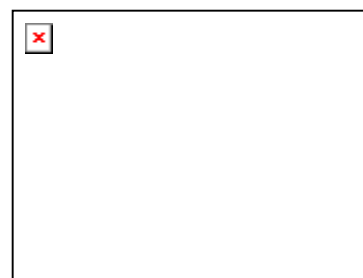
出版書籍名	作成部数	頒布価額	事業内容
「実業之横浜」目録・索引	500部	1,500円	第3回企画展示の関連出版物。
総合案内「たまくす」	2,000部	1,575円	展示・閲覧室・旧館などを紹介した総合案内。
「石井光太郎文庫目録」第1集	1,000部	1,575円	石井光太郎文庫のうち、和装本約1,800冊の目録。
「なか区歴史の散歩道」	—	1,260円	神奈川新聞社より発行、印税分として200冊を受納、「広報よこはま、なか」に調査研究員が執筆した連載をまとめたもの。



たまくすプロジェクト



講演会



総合案内「たまくす」

(4) 市民との協働事業の実施

横浜の郷土史に関心の深い市民団体相互の交流促進と横浜開港資料館と各団体との協働事業を推進することを目的に、横浜郷土史団体連絡協議会を設立し、共催事業として、会報の作成や、講座等を行いました。(平成19年度末現在、加盟53団体)

項 目	事 業 内 容 等
横浜市郷土史団体連絡協議会との共催事業	①研修会 6/13(水)、8/22(水)、10/24(水)、2/2(土) 参加者：のべ165人 ②横浜郷土史連絡協議会 News の発行5号～8号 ③「神奈川区いまむかしガイドの会」への講師派遣 ④共催講座の開催(前述) ⑤鶴見歴史の会と古文書解読テキスト「添田家文書」を編集・刊行、テキストは開港資料館の窓口で販売

(5) 新聞社各社への記事連載

項 目	事 業 内 容 等
読売新聞・神奈川新聞への記事連載	読売新聞・神奈川新聞で横浜の開港と都市の発展についての連載を継続中。19年度も連載を継続中である。連載は、横浜都市発展記念館調査研究員と共同で行っている。 ①読売新聞神奈川県版 「開港場物語」日曜日不定期連載 ②神奈川新聞特集版 「横濱開港新聞」12頁の企画もの、年3回発行

(6) 資料情報等の発信

項 目	事 業 内 容
インターネットによる情報公開	ホームページ上で資料情報の公開を行った。 新たに「諸家文書」「海外資料」の資料内容を紹介した。

(7) 実習・研修の受け入れ

項 目	事 業 内 容
博物館館務実習の受け入れ	博物館学芸員資格取得を目指す「博物館実習」受講生を受け入れ、指導を行った。 期間：8/29(水)～9/3(日)(6日間) 受入数：11人

(8) 広報紙の発行、一般広報等

項 目	事 業 内 容
館報「開港のひろば」発行	企画展示・収蔵資料・館活動の紹介 第96号～99号(年4回) 15,000部(各号)
リーフレット類作成	横浜開港資料館案内パンフレット(小中学生用) 横浜開港資料館催し物案内

<p>その他広報</p>	<p>インターネットによる広報（後述） メールによる催し物などの情報発信を開始 東急線 150 周年記念車両（みなとみらい線、東横線、田園都市線）での広報 J T B 横浜ツアーコースの受入れ（解説・特別公開付き） 市営地下鉄関内駅構内の広報案内看板による広報 みなとみらい線日本大通り駅構内の広報案内看板による広報 市内類似観光施設・主要ホテル・観光案内所等への広報印刷物の配布 一般新聞・タウン情報誌、旅行情報誌等への記事掲載による広報 FM放送、C A T V等の放送メディアにより各事業を広報 企画展後援新聞紙・区広報誌等への記事掲載による広報 フィルムコミッション等に協力し、撮影場所を提供 各種団体のスタンプラリー等参加による集客</p>
--------------	--

5 情報事業（寄附行為第4条第4・5・6号）

インターネット等を利用して、各施設の文化財・歴史資料及び展示等に関する情報を提供するために、データの入力等を行い、文化財情報の発信に関わる機器類の保守管理を行いました。

項 目	事 業 内 容
<p>インターネットによる情報公開</p>	<p>ホームページの内容、体裁を一新し、展示・催し物・刊行物の広報や、収蔵資料の紹介を行った。 アクセス件数 合計 94,129件（前年度75,616件）</p>

6 管理運営事業（寄附行為第4条第5号）

横浜開港資料館の維持管理及び運営を行いました。

管理対象施設	事業内容・所在地など
<p>横浜開港資料館</p>	<p>施設の維持管理 主な修繕：閲覧室空気調和機の更新 ガス燈の傾斜の修復 新館室温調整機器の修繕 空調機自動制御器の部品交換 所在地：中区日本大通3</p>

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
資料収集保管事業	<p>寄贈を中心に多くの貴重な資料を収集し、累計収集点数は、25万点を超えました。</p> <p>所蔵資料の貸出しは、前年の30%増の約580件に達し、収益の向上につながりました。</p>	A
調査研究事業	<p>積極的な調査研究活動を行い、その成果を展示・出版に活用しました。外部研究者に委託しての調査研究も予定の成果を上げることができました。</p> <p>本年度も研究成果を新聞連載に発表し、横浜の歴史をわかりやすく解説するとともに、開港資料館およびその意義の周知をすることができました。</p>	A
常設展事業	<p>展示室2に設けた新収集・新発見資料紹介コーナーでは、新購入資料や寄贈資料を公開し、一部では新聞でも取り上げられました。</p>	A
企画普及事業	<p>企画展示は、展示内容を勘案しながらさまざまな媒体を利用して広報を行ったことで、来館者数は前年度を上回りました。</p> <p>講座・講演会では、開港150周年に向けて企画した「たまくす育て親講座」や、新形式の講座「資料講読講座」を始めました。</p> <p>出版では、前年度に見送った総合案内「たまくす」ほか、当初計画の出版物を刊行しました。</p>	A
情報事業	<p>新たな資料情報に関するコンテンツを増やし、アクセス件数も大幅に増加しました。また、Eメールによる情報発信を始めました。</p>	A
管理運営事業	<p>日常の維持管理のほか、閲覧室の空調機器の更新、ガス燈の傾斜の修復などを行いました。</p>	A

V 都市発展記念館事業

横浜都市発展記念館の開館後5年間の事業の核となる「都市形成」「市民の暮らし」「ヨコハマ文化」の三つのテーマに即して、資料の収集・保管、調査・研究、普及、公開に関する事業を実施しました。

企画普及事業では、横浜開港資料館と共催で企画展「写された文明開化」を開催し、両館が所蔵する明治初期の古写真を公開すると同時に、民間出版社と提携して写真集『文明開化期の横浜・東京』を刊行し、さらに多くの古写真の公開を実現しました。広報面では、横浜高速鉄道との連携により、みなとみらい線・東急沿線での大型ポスターの掲示をおこない、日本大通り駅コンコースでのパネル展も実施しました。

常設展示事業では、暮らしの「もののはじめ」にまつわる資料を出すことで、メディアに取り上げられる回数が増えました。また年2回の掘り出し物コーナーの入れ替えなど、内容の更新にも努めました。

広報誌「ハマ発Newsletter」では、一般から募集した写真を掲載するなど、市民協働の企画を継続しました。さらに新たな試みとして、メールニュースの配信を開始し、当館のリピーターを増やすべく、企画展や関連イベント、ミュージアムショップなどの情報をいち早く伝えました。

各事業報告

1 資料収集保管事業（寄附行為第4条第1号）

横浜の都市形成の歴史に関する資料を、購入・複製・マイクロ撮影等により収集し、分類・整理するとともに、良好な状態で保管するため、定期的な環境調査を行いました。

(1) 資料収集・管理

項目	点数	事業内容
資料の寄贈・寄託	寄贈 351点	主な収集資料：大震災直後の市内被害写真、横浜媽祖廟建設地出土遺物など
資料の購入	120点	主な収集資料：横浜指路教会設計図
資料の採集	77点	主な収集資料：象の鼻地区出土遺物
資料の複製収集	1,700点	主な複製資料：旧神奈川ニュース映画協会製作映画
資料のデータ入力 (デジタル入力)	1,946点	主な入力資料：国際観光協会旧蔵写真
資料の貸出		複製資料貸出 25件53点 (今年度から複製資料の有料貸出を開始) 実物資料貸出 2件4点

(2) 資料収集実績

区 分	購入	複製	寄贈	寄託	合計	累計
遺物	0 (-)	0 (-)	250 (2)	0 (-)	250 (2)	1,180 (930)
図書	29 (15)	0 (-)	1 (103)	0 (-)	30 (118)	1,713 (1,683)
新聞雑誌	7 (-)	0 (-)	0 (31)	0 (-)	7 (31)	1,789 (1,782)
文書	6 (22)	0 (-)	0 (1,060)	0 (82)	6 (1,164)	2,562 (2,556)
紙票類	7 (3)	0 (-)	10 (42)	0 (-)	17 (45)	1,477 (1,460)
写真	0 (-)	0 (195)	57 (17)	0 (-)	57 (212)	5,403 (5,346)
絵葉書	20 (24)	0 (-)	40 (111)	0 (-)	60 (135)	1,947 (1,887)
地図	32 (1)	0 (-)	1 (22)	0 (-)	33 (23)	571 (538)
図面	9 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	9 (-)	925 (916)
絵画	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
映像	0 (-)	0 (-)	1 (1)	0 (-)	1 (1)	24 (23)
録音資料	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	167 (167)
電子資料	10 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	10 (-)	11 (1)
合 計	120 (43)	0 (195)	360 (329)	0 (-)	480 (567)	17,769 (17,289)

※ () 内は、前年度点数。



収集した
資料

(3) 資料の保管

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
保存燻蒸処理	燻蒸の急を要する資料がなかったため実施せず。
環境調査	虫菌による被害を未然に防ぎ、大気・塵埃・光線等の影響を最小限に抑えるため、年6回の環境調査を実施した。

(4) 資料保管施設

保管施設	保管資料
横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館収蔵庫 (200㎡)	図書、文書、紙票類、地図、図面、出土遺物などを収蔵
外部倉庫 (子安台)	大型家具 (昭和初期の置時計・大テーブル他) などを収蔵
外部倉庫 (大黒ふ頭)	麻真田関係資料、未整理資料などを収蔵

2 調査研究事業 (寄附行為第4条第1号)

収集資料の整理や、企画展や講座・講演会の基礎的資料収集のための調査研究・資料整理を行いました。

(1) 基礎的調査研究

項目	目的・意図 及び 内容・成果
近代遺跡調査 (2/3年次)	近代の地下遺構・出土遺物の調査をもとに、近代遺跡の観点から横浜の都市形成史を明らかにすることを目的とする。本年度は他都市の報告事例を収集する過程で、川崎の旧横浜煉瓦に関する資料調査を行った。調査結果については、『横浜都市発展記念館紀要』4号に掲載した。
横浜建築博覧データベース化にかかる調査研究 (1/3年次)	各時代の歴史情報を集積する「デジタルマップ」作成の基礎作業として、本年度は震災復興期の建築を対象として、写真の収集・複製化を行った。
生活用具から見た昭和の生活史に関する調査研究 (2/5年次)	平成20年度の企画展実施に向けて、資料募集のための要項を作成し、募集を開始した。160件以上の応募があり、資料の実見作業を継続している。
中心商業地 (横浜駅周辺) の形成に関する調査 (5/5年次)	昭和戦前期から戦災復興期、高度成長期を対象に横浜駅周辺地区の都市形成を明らかにすることを目的として、それらに関する資料調査・分析を行った。本年度は、戦前期国勢調査報告による調査研究を実施し、『横浜都市発展記念館紀要』4号に掲載した。
大倉精神文化研究所の建設に関する共同研究 (2/3年次)	大倉精神文化研究所との共同研究会により、設計者遺族と新しい資料の所在が明らかとなった。

(2) 資料の調査整理

項目	目的・意図 及び 内容・成果
資料の整理	調査研究で収集した資料・データなどの整理を行った。
調査報告書の作成・刊行	調査研究で蓄積した基礎データ等を『横浜都市発展記念館紀要』4号に掲載した。

3 常設展事業 (寄附行為第4条第2号)

常設展示室の維持管理を行うとともに、新収資料や出土遺物などを「掘り出し物コーナー」で紹介し、集客と来館者サービスに努めました。

(1) 常設展示に関する実施事業

項目	事業内容
更新	①「市民の暮らし」展示替え 7月 手回し式アイスクリーム製造器 ②掘り出し物コーナーの更新 6月 「新発見！ジェラール製の土管と煉瓦」 2月 中区80周年に寄せて「昭和はじめの街と人びと」

(2) 常設展示観覧者の推移

	有料入館者 (人)			無料入館者 (人)	合計 (人)	前年比	開館日数	1日平均入館者(人)
	大人	小中	計					
19年度	14,834	1,533	16,367	5,740	22,107	117.3%	304日	73
18年度	10,466	1,225	11,691	7,148	18,839	114.4%	304日	62
17年度	9,410	1,860	11,270	5,201	16,471	174.5%	304日	55



掘り出し物コーナー

4 企画普及事業（寄附行為第4条第2・4・5・6・8号）

常設展示を補うテーマや新たな調査研究の成果に基づく企画展示を開催しました。同時に、市民が横浜の歴史をより身近で興味深く感じてもらえるように、展示関連講座を開催し、生涯学習活動を支援しました。

地域・学校や市民ボランティアと連携した事業や施設の有効利用と認知度・顧客満足度を高めるための事業を実施しました。

(1) 企画展の実施

企画展名/開催期間	観覧料	入館者数	目的・意図 及び 内容・成果
企画展 横浜ノスタルジア -昭和30年代頃の街角- H19.2.1(木) ～H19.4.15(日) 19年度中会期13日	一般 500円 小中 250円	19年度中 3,501人 1日あたり 269人	18年度からの継続事業。廣瀬始親氏から寄贈された写真をもとに、昭和30年頃の横浜の風景や人びとの表情を、中区を中心に写真約110点で紹介した。当時は懐かしく感じる世代にアピールし、開館以来、最高の入場者数を記録した。
企画展 写された文明開化 古写真に見る東京・横浜・街・人びと H19.9.14(土) ～H20.1.14(日) 会期100日	一般 500円 小中 250円	6,304人 1日あたり 63人	明治初期の古写真から、横浜・東京の都市形成や文明開化の渦中にあった人々の生活や表情を再現した。 ①写真集「文明開化の横浜・東京」の編集 有隣堂より発行 6,300円 期間中売上 73部 ②展示開催記念講座の開催 11/4(日)～25(日) 毎日曜日 全4回

			11/4 「明治初期横浜の写真事情」 11/11 「明治の写真技術ーガラスと卵の話ー」 11/18 「おもしろ古写真物語」 11/25 『『ファー・イースト』に見る横浜・東京の都市と建築』 参加料：2,000円 参加者：44人
関連パネル展示 「鉄道が通った頃の 横浜・東京」	無料		横浜高速鉄道との連携事業。企画展関係資料の中からテーマを鉄道に特化したパネル展を、日本大通り駅コンコースにて開催。 開催期間：企画展に同じ（会期100日）
企画展基礎調査			次年度開催予定企画展「横浜ステーション物語」（仮称）の基礎調査を行った。

(2) 企画展示室観覧者の推移

	有料入館者 (人)	無料入館者 (人)	合計 (人)	前年比	開館日数	1日平均 入館者 (人)
19年度	7,055	2,750	9,805	76.1%	100	98
18年度	7,579	5,312	12,891	339.1%	151	85
17年度	1,915	1,886	3,801	36.7%	101	34

(3) 普及事業の実施

名称/開催日	参加者数	事業内容
観光人材育成講座 「横浜博士になろう」	70人	講座と現地解説 横浜ボランティアガイド協会、横浜コンベンションビューローとの共催 12/21 (金) 「幕末の外国公館」 斎藤多喜夫 1/11 (金) 「横浜港ものがたり」 青木祐介
講師派遣		区役所・地区センター・郷土史団体主催の講座・勉強会に講師を派遣した。計6件（港北区生涯学習講座ほか）

(4) 新聞社各社への記事連載

新聞社名/掲載日	事業内容等
読売新聞・神奈川新聞への記事連載	読売新聞・神奈川新聞で横浜の開港と都市の発展についての連載を継続中。連載は、開港資料館調査研究員と共同で行っている。 ①読売新聞神奈川県版 「開港場物語」24回～56回まで連載（本年度で終了） ②神奈川新聞特集版 「横浜開港新聞」3号～5号まで発行（次年度も継続）

(5) 出版・広報

項 目	事 業 内 容
印刷物作成	横浜都市発展記念館企画展示ポスター・チラシ 横浜都市発展記念館催し物案内（リーフレット） 館報『ハマ発Newsletter』第9号、第10号（各10,000部）
その他広報	日本大通り駅改札外掲示板へのポスター掲出 市営地下鉄関内駅改札外掲示板へのポスター掲出 インターネットでの施設案内 テレビ、ラジオ等放送媒体による施設案内TVK「Hi! 横浜情報局」、FMサルースなど） 新聞・雑誌への施設案内掲載（神奈川・朝日・読売・日経） タウン情報誌、旅行情報誌、広報誌等への施設案内掲載（「PLNET かながわ」「ヨコハマ文化情報」「ぱど」等） 市内観光案内所、ホテルへのチラシ訪問配布 県外都市旅行代理店への施設説明 スタンプラリー等による集客 フィルムコミッションへの協力による撮影場所としてのPR チャレンジラリー・シートの作成・配布

5 情報事業（寄附行為第4条第4・5・6号）

インターネット等を利用して、歴史資料及び展示等に関する情報を提供するために、データの入力等を行い、文化財情報の発信に関わる機器類の保守管理を行いました。

項 目	事 業 内 容
ホームページ運営	既成ページの管理 新着情報の発信 企画展示案内の更新 館報『ハマ発Newsletter』の全文掲載。
メールマガジン配信	希望者に対して10月からメールニュースの配信を開始した。
インターネットによる情報公開	財団開設のホームページ上で、財団各施設案内をはじめ、展示・催し物・刊行物等の紹介を行った。 都市発展記念館 31,841件（前年度29,561件）

6 管理運営事業（寄附行為第4条第7号）

横浜都市発展記念館の維持管理及び運営を行いました。

管理対象施設	事業内容・所在地など
横浜都市発展記念館	施設の維持管理 主な修繕：特になし 所在地：中区日本大通 12

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
資料収集保管事業	「都市形成」「市民のくらし」「ヨコハマ文化」の三つのテーマに即した資料収集を行い、良好な保管環境を維持するため、定期的に環境調査を実施しました。	A
調査研究事業	主として建築史・交通史の分野で、横浜の都市形成史に関する調査研究を実施し、その成果を紀要で公表しました。	A
常設展事業	新規の資料公開や「掘り出し物」コーナーでの調査報告など、定期的に内容の更新に努めました。その結果、有料入館者数は50%増となりました。	A
企画普及事業	収集資料や調査研究の成果を広く公開するために、企画展示および関連講座を開催しました。出版社と提携して写真集の出版も行いました。	A
情報事業	HPを随時更新して、新着情報の発信に努めました。また希望者に対して、新たにメールニュースの配信を開始しました。	A
管理運営事業	施設管理面では、とくに大きな修繕もなく、円滑な施設運営ができました。	A

VI ユーラシア文化館事業

本年度特筆すべきは企画普及事業です。2回の企画展示を開催し、両展ともに95%という高い満足度を得ることができました。第一回目「青い煌きウズベキスタン」展は日ウ国交樹立15周年にあわせて開催したことと、旅行代理店とのタイアップ広報などで、予想の2倍以上の入館者数を記録しました。第二回目の「エジプトの小さなガラスの円盤」展では日本初公開の海外有数のコレクションを、いち早く市民に紹介することができました。各展示に合わせて実施した市民参加型のイベントも好評でした。広報面では、横浜高速鉄道との協力関係も築くことができました。

常設展示事業では、企画展と連動させた展示替えや、収蔵資料の特別公開、クイズラリーなどを開催し、常設展示への集客にも努めました。資料収集保管事業は、インターネット上での蔵書検索（OPAC公開）に漢籍を加えることで、さらに幅を広げました。

国内外の関連機関との連携が各事業で成果を上げていると評価できます。

各事業報告

1 資料収集保管事業（寄附行為第4条第1号）

収集したユーラシアの考古・美術・民族・歴史資料および文献等を分類・整理するとともに、良好な状態で保管するため、収蔵庫や展示室を常に適切な状態に保つよう環境検査を行いました。

（1）資料収集・保存

項目	点数	事業内容
資料の寄贈・寄託	寄贈263点	主な収集資料：藤川繁彦氏旧蔵書
資料の購入	0点	主な収集資料：なし
資料のマイクロ化	0点	主な複製資料：なし
資料の複製公開	絵図1点	東海大学文学部展示室にて絵図複製1点を公開
資料貸出	5点	主な貸出資料：中国唐代大智禪師碑拓本

（2）文献資料の整理

項目	目的・意図 及び 内容・成果
バジル・グレイ旧蔵書	書誌データの入力を行い、OPAC公開した。 入力件数755件
洋図書・洋図録・和図書	書誌データの入力を行い、OPAC公開した。 入力件数464件
漢籍	全国漢籍データベースへ当館のデータを提供し、館蔵漢籍のOPAC検索を可能にした。

(3) 資料収集実績

区 分	購入	複製	寄贈	寄託	合計	累計
考古・美術・民族・歴史資料	— (—)	— (2)	3 (—)	— (—)	3 (2)	2, 5 2 8 (2,525)
図書	5 (7)	— (—)	3 3 2 (36)	— (—)	3 3 7 (43)	1 9, 3 7 0 (19,033)
雑誌	1 1 (31)	— (—)	1 1 6 (31)	— (0)	1 2 7 (62)	7, 4 7 7 (7,350)
電子資料	— (—)	— (—)	— (3)	— (—)	— (3)	9 (9)
合 計	1 6 (38)	— (2)	4 5 1 (70)	— (—)	4 6 7 (110)	2 9, 3 8 4 (28,917)

※ () 内は、前年度点数。

(4) 資料の保管

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
保存燻蒸処理	燻蒸の急を要する資料がなかったため実施せず。
環境検査	虫菌による被害を未然に防ぎ、大気・塵埃・光線等の影響を最小限に抑えるため、年6回の環境検査を実施した。

(5) 資料保管施設

保管施設	保 管 資 料
横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館収蔵庫 (200 m ²)	考古・美術・民族・歴史・文献資料を収蔵
外部倉庫 (大黒ふ頭)	図書 (江上文庫の重複本など)、販売用出版物などを収蔵

2 調査研究事業 (寄附行為第4条第1号)

収集資料の整理や、企画展や講演会の基礎的資料収集のための調査研究・資料整理を行いました。

(1) 基礎的調査研究

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
オロンスム文書の研究 (6 / 6 年次)	18年度に試験公開を始めたオロンスム出土モンゴル語文書データベースを改良、画像の大きさを2段階に分けて表示する、サムネイル画像の表示方法をかえるなど、見やすくした。データベーストップページは、英文ページも作り、海外も視野に入れた幅広い利用を目指した。
企画展示「解説! 小さなガラスの円盤」関連資料の研究 (1 / 1 年次)	企画展開催のため、イスラーム関係の収蔵資料、文献資料および関連資料の調査研究を行った。
「ユーラシアの造形」関連資料の研究 (2 / 5 年次)	企画展開催に向け、館内外のガラス資料の調査研究を行い、研究成果を展示で公開した。
メソポタミア楔形粘土板文書の研究 (5 / 8 年次)	文書のデータベース入力を完了した。今後の公開に向けて関連資料や文献の調査研究を継続した。

3 常設展事業 (寄附行為第4条第2号)

常設展示室において、収蔵資料の特別公開、企画展と連動した展示替え、学芸員による解説、クイズを実施することで、積極的な集客を図りました。

(1) 常設展示室での実施事業

項目	事業内容
展示更新	企画展に連動した展示替えを行った。 4/28(土)～9/2(日)「青い煌きウズベキスタン」展関連展示 1/26(土)～5/18(日)「エジプトの小さなガラスの円盤」展関連展示
収蔵資料の特別展示	中国清代の絵図の特別公開とギャラリートークの実施 11/23(金・祝)～12/9(日)
ミニイベント	6月 フランス月間への参加 解説シートの配布 7月 クイズラリーの実施 8月 企画展関連展示「触れる展示・民族衣装を着てみませんか」の開催 9月 ミュージアムで遊ぼう Part4「ユーラシア横断アニマル・クイズ」の開催(1月まで)

(2) 常設展示観覧者の推移

	有料入館者(人)			無料入館者(人)	合計(人)	前年比	開館日数	1日平均入館者(人)
	大人	小中	計					
19年度	14,407	1,371	15,778	5,758	21,635	116.1%	304日	71
18年度	10,368	1,219	11,587	7,044	18,631	126.2%	306日	61
17年度	8,607	1,220	9,827	4,931	14,758	154.9%	302日	49

4 企画普及事業(寄附行為第4条第2・4・5・6・8号)

常設展示を補うテーマや新たな調査研究の成果に基づく企画展示を開催し、初公開資料の展示も行いました。同時に、展示に関連した講演会、クイズやギャラリートークを実施することで市民が国内外の歴史をより身近で興味深く感じてもらえるように工夫しました。ニーズの把握・顧客満足度を高めるためのアンケート調査も実施しました。

(1) 企画展の実施

企画展名/開催期間	観覧料	入館者数	目的・意図 及び 内容・成果
企画展 「ーシルクロードへの誘いー青い煌きウズベキスタン 写真と美術工芸品でたどる世界遺産の過去と現在」 H19.4.28(土)～ H19.9.2(日) 会期111日	大人 500円 小中 250円	7,910人 1日あたり 71人	シルクロードの世界遺産、ウズベキスタンの魅力を写真と美術工芸品を通して紹介。古代オリエント博物館との共同企画。日ウ国交樹立15周年に合わせて実施した。 ①ギャラリートーク 7/7(土)、9/1(土) 参加者:174人 ②さわれる展示「民族衣装を着てみませんか」 8/1(水)～8/31(金)参加者:1,122人 参加者:1,122人

企画展 「エジプトの小さなガラスの円盤」 H20. 1. 26(土) ～H20. 5. 18(日) 19年度会期 56日	一般	1,894人	日本初公開のガラス資料などを通して、珍しい中世イスラーム時代のエジプト都市生活を紹介した。イスラーム考古学研究所との共同企画。 ①ギャラリートーク 19年度会期中は2回実施、各回20人参加 ②図録等刊行物の作成 1,300部作成 定価：1,450円 売上 85部 ③ワークショップの開催 ベリーダンス（エジプト伝統舞踊）と楽器の生演奏および市民参加型のワークショップ、グッズの販売を実施した。 3/22(土) 2回 参加料：1,500円 参加者：106人
	500円 小中 250円	1日あたり 34人	
企画展基礎調査			来年度開催予定企画展の基礎調査を行った。

(2) 企画展示室観覧者の推移

	有料入館者 (人)	無料入館者 (人)	合計(人)	前年比	開館日数	1日平均 入館者(人)
19年度	7,136	2,668	9,804	309.6%	167	58.7
18年度	1,722	1,445	3,167	30.3%	88	36
17年度	6,976	3,493	10,469	320.6%	129	81.1

(3) 普及啓発

項目	参加者数	事業内容
常設展関連ギャラリートーク	5～20人	常設展に対する興味と理解を深めることを目的として展示室内で作品解説を行った。予約日に実施。無料。
企画展・常設展関連アート&グルメ		横浜中華街の店舗とのタイアップ企画。連携した広報で相乗効果を図った。



ウズベキスタン展



触れる展示・
民族衣装を
着てみませんか



ギャラリー
トーク



ベリーダンス・
ワークショップ

(4) 広報出版・情報発信

項 目	事 業 内 容
出版物発行	広報誌「News From EurAsia」8号・9号 発行（年2回発行、各10,000部）
リーフレット類作成	横浜ユーラシア文化館展示チラシ作成・配布 横浜ユーラシア文化館催し物案内作成・配布 ・レイアウトを見直し、展示案内・施設案内を充実させた ・H19年度は年2回発行とし、より新しく詳細な情報提供を可能にした ミュージアムで遊ぼう！Part 4 チラシ作成・配布
その他の広報	中区との連携（英文広報誌に企画展情報を掲載） 日本大通駅改札外掲示板へのポスター掲出 日本大通駅コンコースで企画展関連写真展を開催 市営地下鉄関内駅改札外掲示板へのポスター掲出 インターネットでの施設案内 当館ホームページ・メールニュースでの情報配信 テレビ、ラジオ等放送媒体による企画展広報 フィルムコミッションに協力し、当館を撮影場所としてPR タウン情報誌、旅情報誌への施設案内掲載 市内観光案内所、ホテルへのチラシ訪問配布 旅行代理店とのタイアップ広報 クイズラリー等による集客 チャレンジラリー シート作成配布 舞台公演パンフレットへのチラシ折込み
市民ニーズの把握	実施事業でアンケートを行い、満足度調査と協働に対する市民ニーズの把握を行った。
学校連携事業の体制作り	エドゥケーターと協議し、中区小学校に出向いてPRするなど連携体制作りを強化した。

(6) 実習生の受け入れ

項 目	事 業 内 容
博物館館務実習の受け入れ	博物館学芸員資格取得を目指す「博物館実習」受講生を受け入れ、指導を行った。 期間：9/20（水）～27（水）、9/27（水）～10/4（水） 10/11（水）～10/18（水）、10/18（水）～10/25（水） の4回 受入数：8人（各回2名）

5 情報事業（寄附行為第4条第4・5・6号）

インターネット等を利用して、調査研究・展示・出版・講演会・ミュージアムショップなどに関する情報を提供するために、データの更新等を行い、情報の発信に関わる機器類の保守管理を行いました。

項 目	事 業 内 容
簡易検索端末・文献検索端末	資料：常設展示室に設置された端末で主な展示資料の検索が可能。 文献：館蔵文献の OPAC を公開することで、館外からのインターネット検索を可能にした。
メールニュースの配信	個々の希望者に対するメールニュースの配信を、6月から本格的に開始した。
インターネットによる情報公開	財団開設のホームページ上で、財団各施設案内をはじめ、展示・催し物・刊行物の広報や、収蔵資料・図書文献資料等の紹介を行った。 アクセス件数 合計33,874件（前年度24,405件）

6 管理運営事業（寄附行為第4条第7号）

横浜ユーラシア文化館の維持管理及び運営を行いました。

管理対象施設	事業内容・所在地など
横浜ユーラシア文化館	施設の維持管理 主な修繕：なし 所在地：中区日本大通12

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
資料収集保管事業	資料および文献を収集・整理・分類・公開するとともに、良好な状態で保管するため、収蔵庫や展示室の環境調査を定期的に行い、改善しました。	A
調査研究事業	国内外の関連機関と連携して調査研究を行い、最新の成果を展示、広報誌、HP、ギャラリートークなど様々な手段で公開した結果、有料入館者数は前年度から約40%の増となりました。	A
常設展事業	常設展示の集客力を高めるため、企画展に連動した展示替え、収蔵資料の特別公開、ギャラリートーク、各種クイズなどを実施しました。	A
企画普及事業	国内外の関連機関と連携して行った最新の研究成果を、企画展示でわかりやすく公開し、予想以上の入館者数を得ました。企画展に関連した新たな事業として、市民参加型イベントも実施し、館の活動をより身近に楽しめる場を作りました。引き続き、顧客ニーズを把握するため、アンケート調査・分析も継続し、日々、事業の改善に活かしました。	A
情報事業	HPを頻繁に更新しました。不特定多数に情報発信するHPに加え、個々の希望者に対してはメールニュースを直接配信しました。	A
管理運営事業	施設管理面では大きな修理もなく円滑な施設運営ができました。	A

Ⅶ 三殿台考古館事業

三殿台考古館開館 40 周年にあたる本年、国指定史跡である三殿台遺跡への理解を一層深めるとともに、施設の特徴を発揮し、地域や市民により親しまれる施設を目指し、各種事業に取り組みました。

常設展示では、学校団体などへの展示室の解説を行うと共に、管理棟事務所 2 階で公開した北側貝塚の剥ぎ取り資料の解説も実施しました。また、常設展示室リニューアルに向けての準備作業の一環として、保管する出土遺物の整理・分類をはじめました。

企画普及事業では、三殿台遺跡と横浜市域の国指定史跡を紹介する写真展をはじめ、ミニ企画展などを財団他施設と協同で実施しました。また、火起こし体験や勾玉作り、キャンプ in 三殿台を継続実施すると共に、土器づくり教室などの新たな体験メニューを提供しました。学校や地域住民が行う行事への職員派遣も積極的に行い連携を図りました。

管理運営面では、事務棟・展示棟・竪穴住居保護棟・復元住居・擬木遺構の維持管理を適切に実施しました。

これらの事業を通して施設の有効利用と認知度・顧客満足度が高まりました。今後も職員が知恵を絞り、近隣学校などとの連携や市民協働による普及活動を継続していきます。

各事業報告

1 常設展事業（寄附行為第 4 条第 1 号）

常設展示室の維持管理を行うとともに、北側貝塚の剥ぎ取り資料の展示を行いました。また資料の適切な保管を実施しました。

（1）常設展示室・管理事務所展示の実施

項 目	事 業 内 容
管理事務所展示の実施	管理事務所 2 階を常設・収蔵品展示室とし、当遺跡の北側貝塚の剥ぎ取り資料の展示を行った。 見学者数：2, 6 1 0 人

（2）資料保管施設

項 目	事 業 内 容
三殿台考古館収蔵庫（86.2 m ² ）	三殿台遺跡及び市内主要遺跡出土の考古資料の保管 遺物を遺跡ごとに整理・分類し、収蔵庫及び 3 個の倉庫に収納した。

2 企画普及事業（寄附行為第4条第2・4・5・6・8号）

市民や来訪者に遺跡への理解を深めてもらえるように、展示解説や体験学習、歴史講座等を開催し生涯学習活動を支援しました。また、施設の有効利用と認知度・顧客満足度を高めるための事業を実施しました。

（1）普及啓発

項 目	参加人数	事 業 内 容
展示解説の実施	3,479人	来館者にわかりやすい展示解説を実施した。
火起こし体験 H19.6.23（土） ～H19.9.1（土） 土曜開催 全14回	106人	小学生の親子を中心に、火起こしの起源や方法などを解説しながら、楽しみながら歴史にふれられる教室を開催した（54人）。また、期間外にも希望者がある場合は臨時で実施した（52人）。 参加料：100円
勾玉作り体験 H19.6.24（日） ～H19.9.2（日） 日曜開催 全13回	172人	小学生の親子を中心に、勾玉作りをとおして、楽しみながら歴史にふれられる教室を開催した（146人）。また、期間外にも希望者がある場合は臨時で実施した（26人）。 参加料：300円
キャンプ in 三殿台 7/21（土）・22（日）	28人	小学生とその親を対象に遺跡の住居跡で、火起こしや遺跡解説、原始・古代のお話しなど、宿泊する体験教室を行った。 参加者：6家族28人 参加料：2,000円
開館40周年記念 三殿台遺跡写真展 H19.10.17（水） ～H19.11.10（土） 会期23日間	8,000人	三殿台考古館開館40周年を記念して、横浜市中心図書館で写真パネル展を開催した。
ミニ企画展 「磯子・南区の遺跡」 H19.12.1（土） ～H20.1.15（火） 会期36日間	1,515人	「横浜の遺跡展」へ三殿台遺物を出陳のため、磯子・南区の遺跡を紹介する展示会を開催した。
「横浜の遺跡展－横浜の考古学と三殿台遺跡－」 H19.12.8（土） ～H20.1.14（月）	3,034人	三殿台考古館開館40周年を記念して、埋蔵文化財センターと連携し、横浜市歴史博物館で三殿台考古館を紹介する展示会を開催した。
土器作り教室 H20.1.20（日） ～H20.3.8（土） 全4回	13人	土器作り教室を開催した。また、作品を紹介する展示「私たちの作った土器」展を開催した。 展示 3/15（土）～5/7（水） 展示期間中4,671人 入館



キャンプ in 三殿台



勾玉作り体験

(2) 学校・地域連携

項目	参加人数	事業内容
岡村小学校地域交流クラブ	32人	地域交流クラブの「昔しらべクラブ」で、講師を務めた。 5/22(火)～11/20(火) 全8回
サマースクール支援	37人	サマースクール活動支援で、講師を務めた。 7/26(木) 磯子小学校 参加者：16人 8/23(木) 南小学校 参加者：21人
土器作り指導	34人	岡村小学校6年生に土器作りを指導し、野焼きを実施した。 1/9(水)、1/12(土)、2/6(水) 全3回

(3) 広報出版

項目	事業内容
リーフレット類作成	遺構分布状況と住居跡保護棟の案内リーフレットを作成。 新たに三殿台遺跡案内リーフレットを11月に作成。5万部。
その他の広報	年間事業案内チラシ・遺跡写真展案内チラシ・土器づくり教室チラシを作成。

3 三殿台考古館管理運営事業（寄附行為第4条第7号）

三殿台考古館の管理運営を行いました。

(1) 自動販売機の設置

(2) 記念品缶バッジの作成及び販売 10月に2,000個作成 1個100円

19年度売上 1,604個 160,400円

(3) 三殿台考古館の維持管理

管理対象施設等	事業内容・所在地など
三殿台考古館	事務棟管理 所在地：磯子区岡村四丁目
三殿台遺跡	国指定史跡「三殿台遺跡」の管理 展示棟・竪穴住居保護棟・復元住居・擬木遺構の維持管理

(4) 三殿台考古館施設入場者の推移

項 目	平成19年度	平成18年度	平成17年度
横浜市三殿台考古館 (人)	15,225	16,178	15,350

(5) 三殿台考古館施設自動販売機の推移

項 目	平成19年度	平成18年度	平成17年度
横浜市三殿台考古館 (円)	32,032	24,464	—

(注) 平成18年4月から自動販売機1台を新設。

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
常設展事業	常設展示室では、学校団体などに展示解説を実施すると共に、管理事務所2階を常設・収蔵品展示室とし、当遺跡の北側貝塚の剥ぎ取り資料の展示を継続して実施しました。また、土器づくり教室で製作した土器の紹介展示を行いました。保管遺物の整理・分類も実施しました。	A
企画普及事業	開館40周年事業の一環として、三殿台遺跡写真展・ミニ企画展示・横浜の遺跡展などの展示を市内施設及び財団他施設と連携し実施しました。また、火起こし体験・キャンプ in 三殿台・勾玉づくりなどの他、新たに土器づくり教室を開催しました。学校や地域学習の支援にも講師を派遣し、地域との連携を図りました。	A
管理運営事業	事務棟・展示棟・竪穴住居址保護棟・復元住居・擬木遺構の維持管理を適切に行いました。また、自動販売機の維持を行うと共に記念品用缶バッチを製作し収益の向上を目指しました。	A

VIII 特別会計事業

財団の自主性・自立性を高めるため、収益事業を実施しました。

本年度は、横浜市の指定管理者2年目として、歴史博物館、開港資料館、都市発展記念館、ユーラシア文化館の各施設へ来館されるお客様により快適にお過ごしいただけるよう、ミュージアムショップ商品の見直しや特別セールの実施、自動販売機の設置など事業を継続しました。

開港資料館喫茶室も4月から開店し、来館者だけでなく、地域のビジネスマンにもご利用いただいております。

今後はミュージアムショップ事業のさらなる魅力向上に積極的に取り組み、運営の効率化と収益の向上に努めていきます。

各事業報告

1 歴史博物館事業（寄附行為第4条第8号）

（1）ミュージアムショップの経営

- ① 勾玉キット、火打石、絵葉書、ミニタオル、企画展図録等を販売した。
- ② 企画展・イベントにあわせ、オリジナルストラップの作成や駄菓子屋の限定期間開店、開館記念日の特別セールを実施した。
- ③ オリジナル商品を開発した。

（2）来館者駐車場の経営

（3）自動販売機（5台）の設置

2 開港資料館事業（寄附行為第4条第8号）

（1）ミュージアムショップの経営

絵葉書、バンダナ、ミニタオル、関連書籍等を販売した。

（2）自動販売機（1台）の設置

（3）喫茶室の貸出（平成19年4月28日開店）

来館者サービスとして附属棟において、昨年度選定した事業者により喫茶室の営業を開始しました。店名：Au jardin de Perry（ペリーの庭で）

3 都市発展記念館・ユーラシア文化館事業（寄附行為第4条第8号）

（1）ミュージアムショップの経営

絵葉書、アートクリップ、トンボ玉、企画展図録等を販売した。

（2）自動販売機（1台）の設置

<各事業の推移>

(1) ミュージアムショップ売上の推移

項 目	平成19年度	平成18年度	平成17年度
横浜市歴史博物館(千円)	9,384	9,489	7,740
横浜開港資料館(千円)	7,733	9,134	7,528
横浜都市発展記念館 横浜ユーラシア文化館(千円)	7,158	5,216	3,919

(2) 駐車場の経営

歴史博物館の来館者用駐車場を経営しました。(館内32台、屋外140台)

項 目	平成19年度	平成18年度	平成17年度
利用台数(台)	9,557	12,422	8,408
月あたり利用台数(台/月)	796	1,036	701
料金収入(千円)	3,850	4,939	3,789

(3) 自動販売機の設置

施設利用者の利便を図るため、各館に自動販売機を設置しました。

項 目	平成19年度	平成18年度	平成17年度
横浜市歴史博物館(千円)	459	555	418
横浜開港資料館(千円)	106	51	—
横浜都市発展記念館 横浜ユーラシア文化館(千円)	81	74	—

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
歴史博物館事業	歴史博物館の各事業にあわせた商品陳列やセールの実施、オリジナルグッズの開発など、積極的な事業展開を図りました。来館者数が落ち込みながらもミュージアムショップ売上はほぼ前年と同じになりました。	A
開港資料館事業	前年度に選定した事業者により喫茶室の営業が開店し、順調に営業されています。ミュージアムショップの売上は、収入見込みを達成することができず、一般会計への繰入も見送りました。	B
都市発展記念館・ユーラシア文化館事業	企画展にあわせた商品販売により、売上が向上しました。	A

<参考> 主な事業実績指標の推移

項目		単位	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度
埋蔵文化財センター							
港北ニュータウン文化財整備	遺跡整理数	件	4	4	4	6	6
	報告書刊行数	件	1	1	1	1	2
発掘受託	確認調査数	件	0	1	0	0	2
	本格調査数	件	2	0	3	3	6
	報告書刊行数	件	2	0	4	3	5
講座講演会	参加者数	人	539	691	345	342	—
諸施設利用							
八聖殿資料館利用者数		人	8,009	8,095	8,103	7,090	9,352
開港150周年記念事業(注1)							
講座講演会 参加者数		人	118	311	—	—	—
横浜市歴史博物館							
利用者数(注2)	館内施設総数	人	232,339	283,694	204,321	213,861	215,942
	野外施設総数	人	59,835	63,654	65,424	99,553	117,144
企画展	観覧者数	人	56,324	76,990	49,785	48,619	52,687
	1日あたり数	人	251	328	217	242	251
	有料観覧者数	人	19,900	30,671	14,504	18,091	20,190
常設展	観覧者数	人	76,080	90,567	70,478	74,002	74,662
	1日あたり数	人	246	293	230	243	246
	有料観覧者数	人	31,837	39,422	27,798	30,314	32,275
閲覧室	利用者数	人	9,774	10,569	10,363	14,732	14,387
講座講演会	参加者数	人	5,511	7,198	1,588	1,311	1,461
体験学習	参加者数	人	1,650	2,819	1,459	1,373	1,386
学校利用	学校数	校	425	506	438	445	455
	参加者数	人	37,695	44,741	38,220	37,838	38,778
横浜開港資料館							
資料収集	収集点数	点	1,753	7,582	3,994	12,728	13,584
	累計点数	点	250,192	248,439	240,857	236,863	224,135
展示	観覧者数	人	59,664	58,855	48,249	58,983	48,782
	1日あたり数	人	198	195	161	196	162
	有料観覧者数	人	44,076	43,712	35,624	45,323	35,629
閲覧室	利用者数	人	3,614	2,921	2,304	2,710	2,590
講座講演会	参加者数	人	884	764	146	524	112
横浜都市発展記念館(平成15年3月15日開館)							
企画展	観覧者数	人	9,805	12,891	3,180	10,359	9,482
	1日あたり数	人	98	85	32	56	51
	有料観覧者数	人	7,055	7,579	1,915	6,791	6,243
常設展	観覧者数	人	22,107	18,839	16,471	9,439	11,802
	1日あたり数	人	73	62	55	31	39
	有料観覧者数	人	16,367	11,691	11,270	6,249	7,239
講座講演会	参加者数	人	114	308	57	148	—
横浜ユーラシア文化館(平成15年3月15日開館)							
企画展	観覧者数	人	9,804	3,167	10,137	3,265	2,587
	1日あたり数	人	59	36	81	43	37
	有料観覧者数	人	7,136	1,722	6,976	2,306	1,725
常設展	観覧者数	人	21,635	18,631	14,758	9,528	10,446
	1日あたり数	人	71	61	49	31	35
	有料観覧者数	人	15,778	11,587	9,827	6,570	6,526
講座講演会	参加者数	人	300	388	—	82	83
三殿台考古館							
三殿台考古館利用者数		人	15,225	16,178	15,350	17,034	18,574
収益事業							
ショップ収入		千円	24,275	23,839	19,186	23,718	20,941
駐車場収入		千円	3,850	4,939	3,789	4,473	3,855

(注1) 平成18年度から、歴史博物館講座・講演会の一部は、開港150周年記念事業として独立。

(注2) 平成17年度から、都筑民家園が横浜市環境創造局へ移管。

2

組織・施設概要

I 横浜市ふるさと歴史財団

1 運営

財団法人横浜市ふるさと歴史財団は、横浜に関連した歴史の理解に役立つ国内外の資料や文化財の調査・研究、収集・保管を行うとともに、児童・生徒や市民の求める「横浜の歴史」の学習意欲に応える展示・閲覧・出版等の普及啓発を行うことで、市民文化の発展に寄与することを目的として、横浜市の出資によって設立された公益法人です。

当財団はこの目的を達成するため、横浜市の指定管理者として、横浜市歴史博物館・横浜開港資料館・横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館・横浜市三殿台考古館の5施設の管理運営をしています。

また、同時に横浜市の委託事業として、埋蔵文化財センター・横浜市八聖殿郷土資料館の管理運営、及び横浜市史資料室事業補助を行っています。

各施設は、それぞれ性格も主たる時代領域も異なりますが、市民の共有財産である「横浜の歴史」に関する資料や文化財を収集し、整理・保管と調査研究を進め、その成果を展示・閲覧・講座・出版・体験学習などの事業を通じて市民と共有できるようにするのが、当財団の使命だと考えます。

そのほか、国指定史跡称名寺境内・県指定史跡稲荷前古墳群・県指定史跡市ヶ尾横穴古墳群・上行寺東遺跡復元整備地の管理、及び横浜市歴史博物館の附属施設である大塚・歳勝土遺跡公園の管理を行いました。

2 沿革

当財団の設立は、横浜市の修史事業及び埋蔵文化掘調査事業と密接な関連をもっています。横浜市では、昭和29年(1954)に横浜開港百年を記念して横浜市史編集事業(第1期)が開始されました。この「横浜市史」第1巻(「開港以前の横浜」)の編纂を一つの機縁として、歴史資料や文化財の調査が活発となり、昭和37年(1962)に横浜市文化財研究調査会、昭和44年(1969)に横浜市埋蔵文化財調査委員会と横浜市文化財審議会が発足しました。

第1期の市史編集事業は、関東大震災の復興期(昭和初期)までで一区切りをつけましたが、市史編集室に蓄積された資料を公開する施設として、昭和56年(1981)に横浜開港資料館が開設され、その管理運営にあたる団体として財団法人横浜開港資料普及協会が設立されました。

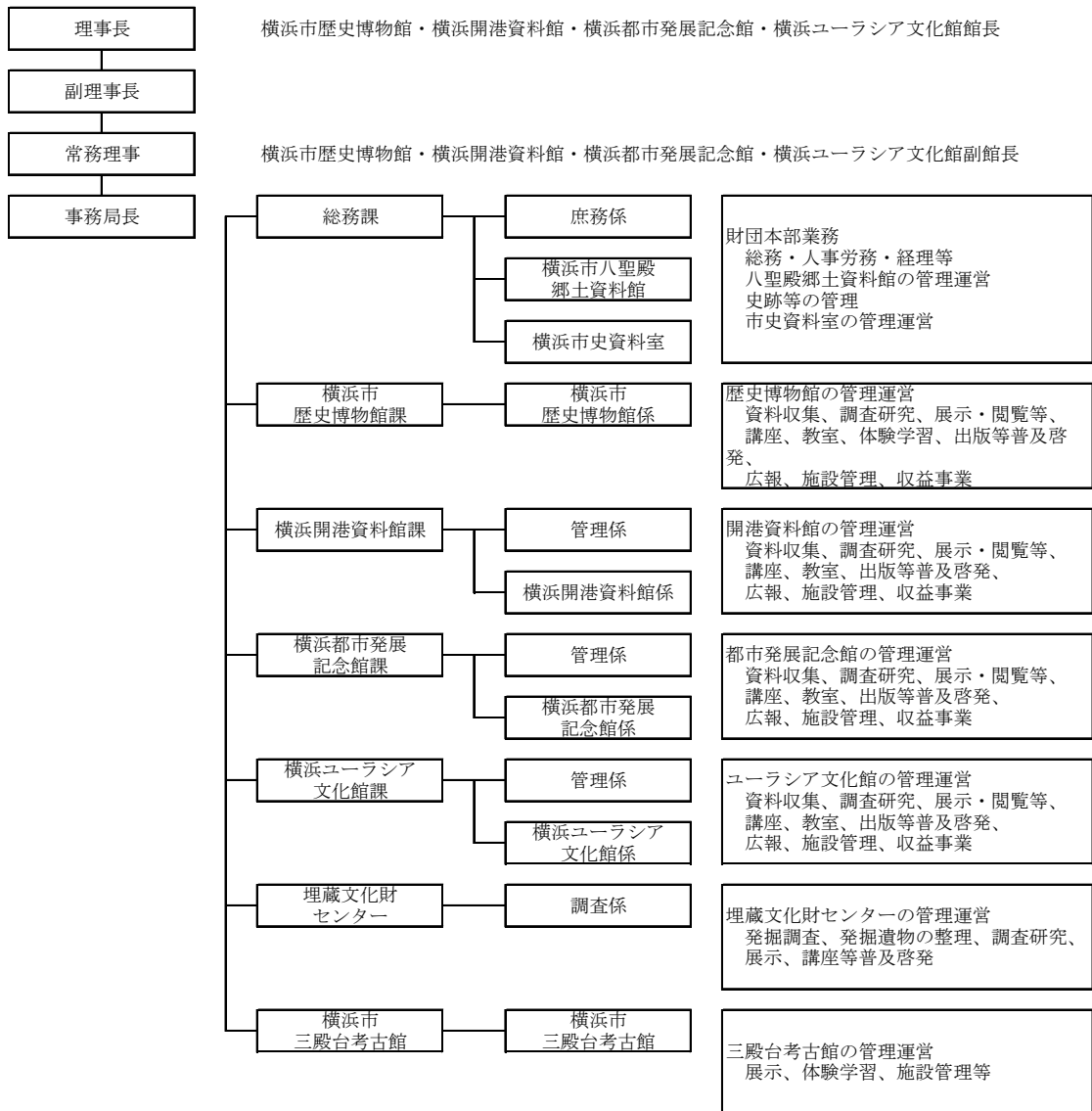
一方、昭和45年(1970)には、港北ニュータウンの造成工事の本格化にともなって港北ニュータウン埋蔵文化財調査団が結成され、発掘調査が開始されました。また、この地域に残る民俗や古民家についての調査も行われ、調査の進展とともに考古資料館と歴史博物館の設立要望が生まれ、両者を一体化し、「横浜市歴史博物館」の開館を目指すことになりました。

平成4年(1992)10月、歴史博物館を始め、既設の三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、横溝屋敷等を管理運営する団体として、財団法人横浜市ふるさと歴史財団が発足、港北ニュータウン埋蔵文化財調査団を前身とする埋蔵文化財センターも統合しました。さらに平成10年(1998)、先の横浜開港資料普及協会との統合も行われました。平成15年(2003)3月には、新たに開館された横浜都市発展記念館と横浜ユーラシア文化館の管理運営を受託することになり、現在に至っています。

年	月	できごと
昭和29年(1954)	8月	横浜開港百年を記念して、横浜市史編集事業(第1期)開始
昭和42年(1967)	1月	横浜市三殿台考古館(縄文・弥生・古墳の三時代にわたる集落跡、国指

		定史跡) 一般公開
昭和 44 年 (1969)	6 月	横浜市埋蔵文化財調査委員会設立
昭和 45 年 (1970)	3 月	港北ニュータウン埋蔵文化財調査団結成
昭和 48 年 (1973)	3 月	横浜市八聖殿郷土資料館一般公開
昭和 52 年 (1977)	8 月	「横浜市史料館」(仮称) 設立に向け、横浜市史編集室が予備調査開始
	8 月	「横浜市新 5 カ年指標」で史料館設立計画を「近代史資料館」構想として具体化
	12 月	近代史資料館構想の一環として、横浜開港資料館を旧英国総領事館跡地に建設することを決定
昭和 56 年 (1981)	3 月	横浜開港資料館条例を制定 (施行は 6 月 2 日)
	4 月	横浜開港資料館の運営にあたる団体として、財団法人横浜開港資料普及協会設立
	6 月	横浜開港資料館開館 (2 日)
	12 月	「よこはま 21 世紀プラン」(第 1 次実施計画) に考古資料館構想が出る
昭和 60 年 (1985)	5 月	「よこはま 21 世紀プラン」(第 2 次実施計画) に歴史博物館構想が出る
昭和 61 年 (1986)	1 月	大塚・歳勝土遺跡が国指定史跡となる
平成 元年 (1986)	6 月	発掘調査を終了し、港北ニュータウン埋蔵文化財調査団解散
	11 月	横浜市農村生活館獅子ヶ谷横溝屋敷 (獅子ヶ谷村の名主横溝家の旧住宅、横浜市指定有形文化財) 一般公開
	12 月	横浜市埋蔵文化財センター設立
平成 4 年 (1992)	9 月	横浜市歴史博物館や三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、横溝屋敷等を管理運営する団体として、財団法人横浜市ふるさと歴史財団発足 (理事長石原俊)、埋蔵文化財センターを統合
平成 6 年 (1994)	3 月	横浜市歴史博物館設置条例制定
	6 月	埋蔵文化財センター、全国埋蔵文化財法人連絡協議会に加盟
平成 7 年 (1995)	1 月	横浜市歴史博物館開館 (31 日)
平成 8 年 (1996)	3 月	大塚・歳勝土遺跡公園開園 (23 日)
平成 9 年 (1997)	3 月	都筑民家園 (旧長沢家住宅) 一般公開 (29 日)
平成 10 年 (1998)	10 月	横浜開港資料館の管理運営にあたってきた財団法人横浜開港資料普及協会と、横浜市歴史博物館や埋蔵文化財センター等の管理運営にあたってきた財団法人横浜市ふるさと歴史財団が統合 (名称は後者を踏襲)
平成 13 年 (2001)	4 月	第 2 代理事長に平野邦雄就任
平成 14 年 (2002)	9 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館条例制定
平成 15 年 (2003)	3 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館開館 (15 日)
平成 17 年 (2005)	4 月	横浜市農村生活館獅子ヶ谷横溝屋敷、都筑民家園が横浜市環境創造局へ移管
	7 月	第 3 代理事長に高村直助就任
平成 18 年 (2006)	4 月	横浜市歴史博物館・横浜開港資料館・横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館・横浜市三殿台考古館の指定管理者として管理運営

3 組織



4 役員

- | | |
|-------|-------|
| 理事長 | 高村 直助 |
| 副理事長 | |
| 兼常務理事 | 金子 宣治 |
| 理事 | 飯田 助知 |
| 理事 | 壺岐 哲平 |
| 理事 | 大澤 正之 |
| 理事 | 小澤 重男 |
| 理事 | 加藤 祐三 |
| 理事 | 小玉 敏子 |
| 理事 | 五味 文彦 |
| 理事 | 齋藤 龍 |
| 理事 | 佐藤 希 |

理事 佐藤 秀子
 理事 猿田 勝美
 理事 田村 幸久
 理事 千葉 信行
 理事 西 和夫
 理事 藤井 紀代子
 理事 松澤 孝郎
 監事 土田 建二
 監事 中西 雅子

評議員 朝比奈 正彦
 評議員 石井 一也
 評議員 岩田 悦子
 評議員 鹿嶋 富美雄
 評議員 城所 恵子
 評議員 斎藤 寿臣
 評議員 篠崎 孝子
 評議員 下山田 伸一郎
 評議員 鈴木 由香
 評議員 永野 登益
 評議員 服部 宏
 評議員 藤木 幸太
 評議員 藤野 和子
 評議員 三橋 赫夫
 評議員 皆川 成夫
 評議員 森 慎互
 評議員 山口 友久
 評議員 鷺尾 智子

II 横浜市歴史博物館

1 沿革

年	月	できごと
昭和 56 年 (1981)	12 月	「よこはま 21 世紀プラン」(第 1 次実施計画)に考古資料館構想が出る
昭和 60 年 (1985)	5 月	「よこはま 21 世紀プラン」(第 2 次実施計画)に歴史博物館構想が出る
昭和 61 年 (1986)	1 月	大塚・歳勝土遺跡が国指定史跡となる
平成 元年 (1986)	3 月	博物館の基本計画を策定
平成 4 年 (1992)	2 月	博物館の建設が起工
	9 月	横浜市歴史博物館や三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、横溝屋敷等を管

		理運営する団体として、財団法人横浜市ふるさと歴史財団発足（理事長石原俊）、埋蔵文化財センターを統合
平成 6 年（1994）	2 月	博物館の建物が竣工
	3 月	横浜市歴史博物館設置条例制定
平成 7 年（1995）	1 月	横浜市歴史博物館開館（31 日） 初代館長に東京女子大学名誉教授平野邦雄が就任
平成 8 年（1996）	3 月	大塚・歳勝土遺跡公園開園（23 日）
平成 9 年（1997）	3 月	都筑民家園（旧長沢家住宅）一般公開（29 日）
平成 10 年（1998）	10 月	横浜開港資料館の管理運営にあたってきた財団法人横浜開港資料普及協会と、横浜市歴史博物館や埋蔵文化財センター等の管理運営にあたってきた財団法人横浜市ふるさと歴史財団が統合（名称は後者を踏襲）
平成 17 年（2005）	4 月	横浜市農村生活館獅子ヶ谷横溝屋敷、都筑民家園が横浜市環境創造局へ移管
平成 18 年（2006）	4 月	横浜市歴史博物館を指定管理者として管理運営

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市都筑区中川中央 1 - 1 8 - 1
面積	敷地面積 7, 278. 52㎡ 延床面積 9, 269. 00㎡ 地上6階、地下1階 うち 展示部門 2, 333㎡、 収蔵部門 1, 901㎡、 研究部門 712㎡、 教育・普及部門 514㎡、 事務部門 424㎡、 サービス部門・その他 3, 385㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
事業費	93億円（設計、建築工事費、展示制作費等）
設備	駐車場（屋内42台分及び屋外バス6台分） エレベーター3基（来館者用、業務用、荷物用）
設計	株式会社 大高建築設計事務所

3 付属施設

大塚・歳勝土遺跡公園は、国指定史跡の大塚・歳勝土遺跡を中心として遺跡の保存・保護を図り、隣接する博物館と一体化した理解しやすい歴史の体感の場として、周辺の緑地や地形もふくめた空間を遺跡公園として整備し、平成8年（1996）3月23日一部公開しました。さらに、整備中であった旧長沢家住宅を、平成9年（1997）3月29日に都筑民家園として一般公開しました。また、遺跡公園も同日全面公開となりました。公園の中には、弥生時代のムラや墓地を復元した大塚・歳勝土遺跡、江戸時代の民家など、いろいろな時代のさまざまな空間があります。

所在地	神奈川県横浜市都筑区大塚西 1 番
面積	総面積 約 6. 6 h a うち 大塚・歳勝土遺跡 約 32, 882㎡、 その他 33, 118㎡
設備	遺跡周辺地形模型、弥生時代復元竪穴式住居、弥生時代復元方形周溝墓、

	復元環濠・土塁・柵、型取り復元竪穴式住居跡、再現木橋、サイン・解説板 便所、工房、都筑民家園（旧長沢家住宅）、体験広場、草地広場、林間広場 ※ ただし、都筑民家園及び公園の一部は環境創造局の所管
--	---

4 利用案内

所在地	〒224-0003 神奈川県横浜市都筑区中川中央1-18-1
TEL/FAX	045-912-7777（代）／045-912-7781
休館日	月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始
開館時間	9:00～17:00（入館は16:30まで）
常設展観覧料	一般400円、高校生・大学生200円、小学生・中学生100円
交通	横浜市営地下鉄「センター北」駅下車徒歩5分
URL	http://www.rekihaku.city.yokohama.jp

Ⅲ 横浜開港資料館

1 沿革

年	月	できごと
昭和 52 年（1977）	8 月	「横浜市新 5 カ年指標」で史料館設立計画を「近代史資料館」構想として具体化
	12 月	近代史資料館構想の一環として、横浜開港資料館を旧英国総領事館跡地に建設することを決定
昭和 53 年（1978）	1 月	横浜開港資料館設立研究委貞会議が発足 座長：遠山茂樹（横浜市立大学教授）
	4 月	横浜開港資料館設立研究委員会「横浜開港資料館設立に関する中間報告」を発表（横浜市都市科学研究所『調査季報』第 58 号に掲載）
昭和 54 年（1979）	3 月	横浜開港資料館設立研究委貞会議「横浜開港資料館設立の基本的な方向」を発表（横浜市都市科学研究所『調査季報』第 62 号に掲載）
	4 月	横浜市が旧英国総領事館建物を買取
昭和 55 年（1980）	6 月	新館の建物と旧英国総領事館の改装に着工（翌 1981 年 3 月 31 日竣工）
	7 月	大蔵省から旧英国総領事館跡地を取得 横浜市総務局に横浜開港資料館設立準備担当を置く
昭和 56 年（1981）	3 月	横浜開港資料館条例を制定（施行は 6 月 2 日）
	4 月	横浜開港資料館の運営にあたる団体として、財団法人横浜開港資料普及協会設立
	6 月	横浜開港資料館開館（2 日）
昭和 60 年（1988）	11 月	たまぐすの木が横浜市登録文化財に指定
平成 10 年（1998）	10 月	横浜開港資料館の管理運営にあたってきた財団法人横浜開港資料普及協会と、横浜市歴史博物館や埋蔵文化財センター等の管理運営にあつ

平成 10 年 (1998)	11 月	てきた財団法人横浜市ふるさと歴史財団が統合 (名称は後者を踏襲)
平成 18 年 (2006)	4 月	旧英国領事館 (旧館) が横浜市指定文化財に指定 横浜開港資料館を指定管理者として管理運営

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市中区日本大通 3
面積	敷地面積 3,026.35㎡ 延床面積 2,900.25㎡ 地上3階、地下1階 新館1,690.73㎡、旧館1,041.52㎡、附属棟168.0㎡ うち 展示室 (3室) 348.1㎡、 収蔵庫 (6室) 309.7㎡、 閲覧室 119.3㎡、 講堂 106.3㎡
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
事業費	662,800千円 (設計、建築工事費、展示制作費等)
設備	エレベーター2基 (来館者用、業務用)
設計	株式会社 浦辺建築事務所

3 利用案内

所在地	〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通 3
TEL/FAX	045-201-2100 (代) / 045-201-2102
休館日	月曜日 (祝日の場合は翌日)、年末年始ほか
開館時間	9:30~17:00 (入館は16:30まで)
常設展観覧料	一般200円、小学生・中学生100円
交通	横浜高速鉄道 みなとみらい線「日本大通り」駅下車徒歩2分 JR線・横浜市営地下鉄線「関内」駅下車徒歩15分 JR桜木町駅から市営バス「日本大通り駅県庁前」「大さん橋」下車徒歩1分
URL	http://www.kaikou.city.yokohama.jp

IV 横浜都市発展記念館

1 沿革

年	月	できごと
平成 元年 (1986)		「よこはま 21 世紀プラン」の「第 3 次実施計画」に都市発展記念館建設の方針が記される、横浜市総務局に検討会設置
平成 3 年 (1992)	3 月	最初の「基本構想調査報告書」作成される
平成 7 年 (1995)		都市発展記念館 (仮称) 基本計画検討懇談会設置される
平成 10 年 (1998)		旧市外電話局の建物の活用を決定
平成 11 年 (1999)		設立準備事業が総務局から教育委員会事務局に移管される
平成 12 年 (2000)		都市発展記念館 (仮称) 展示検討委員会設置される

平成 13 年 (2001)	11 月	「旧横浜市外電話局」横浜市認定歴史的建造物に指定
	4 月	施設改修工事及び展示工事着手
平成 14 年 (2002)	1 月	都市発展記念館 (仮称) 名称検討委員会設置され、「横浜都市発展記念館」の名称に決定
	8 月	建物改修工事終了、搬入口増築その他工事着手
	9 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館条例制定
平成 15 年 (2003)	12 月	搬入口増築その他工事終了
	1 月	展示工事終了
平成 18 年 (2006)	3 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館開館 (15 日)
	4 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館を指定管理者として管理運営

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市中区日本大通 1 2
面積	延床面積 2, 9 0 6. 0 9 m ² 地上 4 階、地下 1 階、塔屋 1 階
構造	鉄筋コンクリート造
設備	エレベーター 2 基 (来館者用、業務用)
設計	横浜市建築局教育施設課、株式会社 日建設計

3 利用案内

所在地	〒 2 3 1 - 0 0 2 1 神奈川県横浜市中区日本大通 1 2
TEL/FAX	0 4 5 - 6 6 3 - 2 4 2 4 (代) / 0 4 5 - 6 6 3 - 2 4 5 3
休館日	月曜日 (祝日の場合は翌日)、年末年始
開館時間	9 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 (入館は 1 6 : 3 0 まで)
常設展観覧料	一般 2 0 0 円、小学生・中学生 1 0 0 円
交通	横浜高速鉄道 みなとみらい線「日本大通り」駅 3 番出口 0 分 J R 線・横浜市営地下鉄線「関内」駅下車徒歩 1 0 分 J R 桜木町駅から市営バス「日本大通り 駅県庁前」下車徒歩 0 分
URL	http://www.tohatsu.city.yokohama.jp

V 横浜ユーラシア文化館

1 沿革

年	月	できごと
平成 8 年 (1996)	5 月	横浜市と東洋学者江上波夫氏との間で、「江上コレクション」の寄贈契約を締結
	6 月	江上コレクション保存活用懇談会を設置
平成 9 年 (1997)	1 月	初公開展覧会「ユーラシア諸文明の交感」を開催

平成 10 年 (1998)	4 月	保存活用懇談会長平山郁夫氏が市長に提言を報告
	12 月	シンポジウム「ユーラシア：造形の伝播と交流」を開催
平成 11 年 (1999)	10 月	江上コレクション追加寄贈 ユーラシア文化講演会を開催
	3 月	旧市外電話局を活用して整備する方針決定
平成 12 年 (2000)	12 月	専門家による展示計画検討委員会を設け、展示設計の考え方を検討 施設の基本設計、展示計画策定を実施
	3 月	江上コレクション展示計画検討委員会が「江上コレクション展示基本計画書」を策定
平成 13 年 (2001)	11 月	「旧横浜市外電話局」横浜市認定歴史的建造物に指定
	4 月	施設改修工事及び展示工事着手
平成 14 年 (2002)	1 月	名称検討委員会は「横浜ユーラシア文化館」の名称を選定
	8 月	建物改修工事終了、搬入口増築その他工事着手
平成 15 年 (2003)	9 月	横浜ユーラシア文化館条例制定
	11 月	寄贈者江上波夫逝去
	12 月	搬入口増築その他工事終了
	1 月	展示工事終了
平成 18 年 (2006)	3 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館開館 (15 日)
	4 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館を指定管理者として管理運営

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市中区日本大通 1 2
面積	延床面積 2, 9 0 6 . 0 9 m ² 地上 4 階、地下 1 階、塔屋 1 階
構造	鉄筋コンクリート造
設備	エレベーター 2 基 (来館者用、業務用)
設計	横浜市建築局教育施設課、株式会社 日建設計

3 利用案内

所在地	〒 2 3 1 - 0 0 2 1 神奈川県横浜市中区日本大通 1 2
TEL/FAX	0 4 5 - 6 6 3 - 2 4 2 4 (代) / 0 4 5 - 6 6 3 - 2 4 5 3
休館日	月曜日 (祝日の場合は翌日)、年末年始
開館時間	9 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 (入館は 1 6 : 3 0 まで)
常設展観覧料	一般 2 0 0 円、小学生・中学生 1 0 0 円
交通	横浜高速鉄道 みなとみらい線「日本大通り」駅 3 番出口 0 分 J R 線・横浜市営地下鉄線「関内」駅下車徒歩 1 0 分 J R 桜木町駅から市営バス「日本大通り駅県庁前」下車徒歩 0 分
URL	http://www.eurasia.city.yokohama.jp

VI 埋蔵文化財センター

1 沿革

埋蔵文化財センターは、財団法人横浜市ふるさと歴史財団の事業の中でも、特に埋蔵文化財に関する調査・研究と整理事業を専門とする機関であり、発掘調査報告書の刊行や調査成果の公開など、埋蔵文化財に関係する普及啓発活動を行い、埋蔵文化財の保護と継承の重要性についての市民の理解を深め、地域文化の振興に貢献しています。

年	月	できごと
昭和 44 年 (1969)	6 月	横浜市埋蔵文化財調査委員会設立
昭和 45 年 (1970)	3 月	港北ニュータウン埋蔵文化財調査団結成
	4 月	予備調査開始
昭和 45 年 (1970)	8 月	本格調査開始
昭和 59 年 (1984)	4 月	横浜市上山町文化財研究保管所開設
平成 元年 (1986)	6 月	発掘調査を終了し、港北ニュータウン埋蔵文化財調査団解散
	12 月	横浜市埋蔵文化財センター、任意団体として設立
平成 4 年 (1992)	9 月	横浜市歴史博物館や三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、横溝屋敷等を管理運営する団体として、財団法人横浜市ふるさと歴史財団発足（理事長石原俊）、埋蔵文化財センター所属となる
平成 6 年 (1994)	6 月	全国埋蔵文化財法人連絡協議会に加盟

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市都筑区勝田町 7 6 0
面積	延床面積 1, 2 6 9 m ² うち 本 館 6 5 9 m ² 勝田収蔵庫 整理収蔵棟 5 8 2 m ² 、収蔵棟 2 2 8 m ²
構造	本 館 鉄筋コンクリート造 地上 2 階 勝田収蔵庫 整理収蔵棟 プレハブ 地上 2 階 収蔵棟 2 平屋仮設
収蔵施設	上山町収蔵庫（緑区上山町 7 0 9 - 4） 茅ヶ崎収蔵庫（都筑区茅ヶ崎南 3 - 1 4） 中川中学校元講堂（都筑区大圃町 2 5 4）

3 利用案内

所在地	〒 2 2 4 - 0 0 3 4 神奈川県横浜市都筑区勝田町 7 6 0
TEL/FAX	0 4 5 - 6 6 3 - 2 4 2 4（代） / 0 4 5 - 6 6 3 - 2 4 5 3
休 日	土・日曜日、祝日、年末年始ほか
観 覧	事前予約してください
交 通	東急電鉄 東横線「綱島」駅から東急バス「勝田折返所」行き終点下車徒歩 4 分 横浜市営地下鉄線「仲町台」駅下車徒歩 2 0 分

URL

<http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/maibun/index.html>

Ⅶ 横浜市三殿台考古館

1 沿革

縄文・弥生・古墳の三時代にわたる貴重な集落跡として昭和41年(1966)4月に国の史跡に指定された三殿台遺跡に隣接して建てられており、昭和42年(1967)1月31日より一般公開されています。

年	月	できごと
昭和41年(1966)	4月	三殿台遺跡が国指定史跡に指定
	12月	横浜市三殿台考古館条例を制定
昭和42年(1967)	1月	横浜市三殿台考古館(縄文・弥生・古墳の三時代にわたる集落跡、国指定史跡)一般公開
平成4年(1992)	9月	横浜市歴史博物館や三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、横溝屋敷等を管理運営する団体として、財団法人横浜市ふるさと歴史財団発足(理事長石原俊)、埋蔵文化財センターを統合
平成18年(2006)	4月	横浜市三殿台考古館を指定管理者として管理運営

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市磯子区岡村4-11-22
面積	本館 122m ² うち収蔵庫 66m ² 、展示室 56m ² 別館 150.96m ² うち事務室権整理室(1階) 75.48m ² 、資料保管倉庫(2階) 75.48m ² 住居跡保護棟 431m ²
構造	本館 鉄筋コンクリート造平屋建 別館 鉄筋プレハブ造2階建 住居跡保護棟 鉄筋コンクリート一部鉄骨平屋造
施設	復元住居 縄文時代中期加曾利E式期 木造茅葺 竪穴式 床面積19.6m ² 弥生時代中期宮ノ台式期 木造茅葺 竪穴式 床面積27.5m ² 古墳時代後期鬼高式期 木造茅葺 竪穴式 床面積22.1m ²

3 利用案内

所在地	〒235-0021 神奈川県横浜市磯子区岡村4-11-22
TEL/FAX	045-761-4571/045-761-4603
休館日	毎月第3水曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始
開館時間	4~9月 9:00~17:00 10~3月 9:00~16:00
観覧料	無料

交通	横浜市営地下鉄線「弘明寺」駅から横浜市営バス「三殿台公園」下車徒歩5分
URL	http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/shisetsu/sandd/sad02.html

Ⅷ 横浜市八聖殿郷土資料館

1 沿革

昭和48年(1973)建物の周辺一帯が本牧臨海公園となり市民の憩いの場として整備され、市民に郷土の歴史を伝える資料館として、幕末から明治にかけての本牧、根岸の写真や市内で使われていた農具や漁具を中心に展示しています。

年	月	できごと
昭和48年(1973)		横浜市八聖殿郷土資料館を一般公開
平成4年(1992)	9月	横浜市歴史博物館や三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、横溝屋敷等を管理運営する団体として、財団法人横浜市ふるさと歴史財団発足(理事長石原俊)、埋蔵文化財センターを統合

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市中区本牧元町76-1
面積	延床面積 892㎡ うち 展示室329㎡、収蔵室50㎡、研究室15㎡、図書閲覧室14㎡、 事務室13㎡、応接室13㎡、屋外展示室16㎡、その他442㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建(塔屋、地下室付)

3 利用案内

所在地	〒231-0822 神奈川県横浜市中区本牧元町76-1
TEL/FAX	045-622-2624/045-622-2657
休館日	毎月第3水曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始
開館時間	9:30~16:00
観覧料	無料
交通	JR線桜木町駅または根岸駅から横浜市営バス「本牧市民公園前」「本牧車庫」下車徒歩5分
URL	http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/shisetsu/hasei/has02.html

Ⅸ 横浜市域の管理史跡等

1 国指定史跡称名寺境内

(1) 所在地

横浜市金沢区金沢町212

(2) 交通

京浜急行「金沢文庫駅」下車徒歩10分、または京浜急行「金沢文庫駅」から京浜急行バス「称名寺前」下車0分

称名寺は金沢北条氏一門の菩提寺で、北条実時が六浦荘金沢の居館内に営んだ持仏堂から発したと推定されています。称名寺境内は、「称名寺絵図並びに結界記」〈元亨3年(1323)、重要文化財〉にもとづき、大正11年(1922)、さらに昭和47年(1972)に周辺区域も含め、国指定史跡とされました。称名寺庭園は、苑池に橋を架け金堂へ達するという地割をもつ形式の浄土庭園としては、時代的に最後の遺例となることから、庭園史上、高い価値のあるものです。

当庭園は昭和53年度から62年度にかけて、称名寺絵図に基づく全面的整備が行われ、60年度に平橋、61年度に反橋が復元公開されました。

2 県指定史跡稲荷前古墳群

(1) 所在地

横浜市青葉区大場町156-10ほか

(2) 交通

東急電鉄 田園都市線「市が尾駅」から市営・東急バス「水道局青葉営業所前」下車徒歩3分

稲荷前古墳群は、「古墳の博物館」と呼ばれるほど、いろいろなタイプの古墳がつくられ、この地域の歴史を知る上できわめて重要な遺跡とされています。昭和45年(1970)3月24日に神奈川県史跡に指定され、現在関東地方でもめずらしい前方後方墳を含む3基の古墳が保存・公開されています。この古墳群は、西暦400年前後からほぼ600年代を通じて造営されたもので、この地域の首長とそれに連なる人々の墓地とみられています。

3 県指定史跡市ヶ尾横穴古墳群

(1) 所在地

横浜市青葉区市ヶ尾町1639-2 市ヶ尾遺跡公園内

(2) 交通

東急電鉄 田園都市線「市が尾駅」下車徒歩10分、市ヶ尾小学校横

市ヶ尾横穴墓群は、6世紀後半から7世紀後半にかけて造られたもので、関東地方南部の古墳文化を解明する上で貴重な横穴墓群として位置付けられています。横穴墓群は、昭和32年(1957)2月19日に神奈川県史跡に指定され、保存・公開されています。横穴墓は関東地方では西暦500年代末境から700年前後まで行われた墓制の一つであり、被葬者はこの地域の有力な家族集団とみられています。

4 上行寺東遺跡復元整備地

(1) 所在地

横浜市金沢区六浦2丁目4195ほか

(2) 交通

京浜急行「金沢八景駅」下車徒歩10分

上行寺東遺跡（東やぐら群遺跡）は、鎌倉から朝夷奈切通を通過して、金沢に向かう鎌倉道の一つである六浦道沿いの標高約35mほどの台地上に所在します。

調査では、13～15世紀に構築された44基の「やぐら」とよばれる横穴式の墳墓と、7棟の建物跡などが発見されました。「やぐら」は、武士や僧侶などの墓と考えられ、内部からは、現在の墓石や塔婆にあたる五輪塔や板碑などの石塔類が出土しています。

本遺跡は、中世六浦の信仰を考えるうえで貴重な遺跡であることから、昭和62年（1987）、遺跡上段部の「やぐら」5基、2棟の建物跡がGRC（ガラス繊維強化樹脂セメント）で復元されるとともに、3基の「やぐら」が保存されています。

3

規程集

1 財団法人横浜市ふるさと歴史財団寄附行為

認 可 平成 4年 9月30日

最近改正 平成15年 3月11日

目 次

- 第1章 総 則（第1条～第4条）
- 第2章 資産、事業計画等（第5条～第14条）
- 第3章 役員、評議員及び職員（第15条～第23条）
- 第4章 会 議（第24条～第31条）
- 第5章 寄附行為の変更及び解散（第32条～第34条）
- 第6章 雑 則（第35条・第36条）
- 附 則

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、財団法人横浜市ふるさと歴史財団という。

（事 務 所）

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市都筑区中川中央一丁目18番1号に、従たる事務所を同県横浜市中区日本大通3番地及び同県横浜市都筑区勝田町760番地に置く。

（目 的）

第3条 この法人は、横浜に関係した歴史（以下「歴史」という。）の理解に資する国内外の資料や文化財の調査、研究、収集、保管及び公開を行うとともに、歴史や文化財に関する普及啓発を行い、もって、ふるさと意識の醸成及び市民文化の発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歴史に関する資料及び文化財の調査、研究、収集及び保管
- (2) 歴史、歴史資料及び文化財に関する展示、閲覧、講座、講演会等の企画並びに実施
- (3) 横浜市域の埋蔵文化財の発掘、調査、研究及び保管
- (4) 歴史及び文化財の普及啓発事業の企画並びに実施
- (5) 歴史資料及びその研究成果に関する刊行物の編集、発行
- (6) 歴史資料及びその研究成果に関する説明、並びに歴史研究に関する助言及び指導
- (7) 歴史及び文化財関連施設の管理及び運営の受託
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

（資産の構成）

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 財産から生ずる収入
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) 寄附金品
 - (5) その他の収入
- (資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業執行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告、収支決算書類等)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算書類は、理事長が作成し、監事の意見を付し、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に、教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、こ

の法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第3章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上20人以内(うち、理事長1人、副理事長2人以内及び常務理事1人とする。)
- (2) 監事 2人

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長、副理事長及び常務理事を定める。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故があるときは副理事長がその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副理事長が2人であるときは、あらかじめ理事長が定めた順序でこれを行う。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常業務を掌理する。

5 理事長及び副理事長ともに事故があるときは常務理事が理事長及び副理事長の職務を代理し、理事長及び副理事長がともに欠けたときは理事長及び副理事長の職務を行う。

6 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事はこの法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを教育委員会、理事会及び評議員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

3 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員現在数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第21条 役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員)

第22条 この法人には、評議員18人以上23人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

4 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。

5 第19条及び第20条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員現在数」とあるのは「理事現在数」と読み替えるものとする。

6 評議員は、評議員会を組織する。

(事務局)

第23条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の必要な職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 職員は有給とする。

第4章 会 議

(理事会の開催)

第24条 理事会は、理事長が必要と認めるとき又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会の招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の4日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事の氏名(書面表決者の場合にあつては、その旨を附記すること。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(評議員会の意見聴取)

第29条 理事会は、次に掲げる事項について決議しようとするときは、あらかじめ評議員の意見を聴かななければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 基本財産の処分又は担保の提供に関する事項
- (4) 長期借入金に関する事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会)

第30条 評議員会は、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び理事会に対し必要と認める事項について建議する。

2 第24条、第25条、第27条及び第28条の規定は、評議員についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事現在数」とあるのは「評議員現在数」と、「理事」とあるのは「評議員」と、「出席理事」とあるのは「出席評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の議長)

第31条 評議員会の議長は、会議のつど、出席評議員の互選で定める。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、教育委員会の認可を受けなければ変更できない。

(解 散)

第33条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、教育委員会の承認を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第34条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議

決を経、かつ、教育委員会の許可を受けて、横浜市に寄附するものとする。

第6章 雑 則

(書類及び帳簿の備付け等)

第35条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 設立許可書等教育委員会の許可、認可、承認に関する書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署との往復書類
- (10) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第6号までの書類及び帳簿は永年、同項第7号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第36条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、別表第1のとおりとし、その任期は、第19条の第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の評議員は、第22条第2項の規定にかかわらず、別表第2のとおりとし、その任期は、第22条第5項の規定により準用する第19条第1項の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立初年度及び設立次年度の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 5 この法人は、横浜市埋蔵文化財センターに属した権利義務の一切を承継する。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

別 表 1 (附則2関係)

理 事 (理事長) 石 原 俊

理事 (副理事長)	根本和夫
理事 (常務理事)	田中裕
理事	足立光生
理事	岡本勇
理事	河北倫明
理事	川口恭一
理事	川本讓次
理事	小島謙一
理事	小山千賀子
理事	酒井真喜子
理事	猿田勝美
理事	鈴木正之
理事	高村直助
理事	勅使河原平八
理事	成田頼明
理事	平野邦雄
理事	三觜勉
理事	山崎洋子
監事	齋藤史郎
監事	土田建二

別表 2 (附則 3 関係)

評議員	安藤和男
評議員	遠藤保成
評議員	河村外喜子
評議員	黒川澄夫
評議員	小林弘親
評議員	斉藤正勝
評議員	齋藤龍
評議員	椎名巖
評議員	篠崎孝子
評議員	下川清春
評議員	高井祿郎
評議員	鷹司綸子
評議員	高橋紀代子
評議員	竹本浩
評議員	田中常義
評議員	長谷川謙治
評議員	藤木幸太

評議員	藤野和子
評議員	村上治
評議員	望木周代
評議員	森英雄
評議員	森本敏男
評議員	モンドンミドリ
評議員	山田達治
評議員	渡部近司
評議員	渡部文興

2 横浜市歴史博物館条例

制 定 平成 6 年 3 月 2 5 日 条例第 8 号
最近制定 平成 1 7 年 6 月 2 4 日 条例第 9 0 号

(設置)

第 1 条 開港期までを中心とする横浜の歴史に関する資料(以下「資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び調査研究して市民の利用に供するとともに、その学習、調査研究等に資するため必要な事業を行うことにより、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、横浜市歴史博物館(以下「博物館」という。)を横浜市都筑区に設置する。

(事業)

第 2 条 博物館は、次の事業を行う。

- (1) 資料の収集、保管、展示等を行うこと。
- (2) 資料に関する調査研究を行い、その成果の展示、出版等を行うこと。
- (3) 歴史に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (4) 資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (5) 歴史に関する講演会、講習会、講座等を開催すること。
- (6) 野外施設等を利用する体験的学習等を行うこと。
- (7) 博物館の施設及び設備の提供を行うこと。
- (8) その他博物館の設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第 3 条 前条に掲げる事業を行うため、博物館に次の施設を置く。

- (1) 常設展示室及び図書閲覧室
- (2) 企画展示室、体験学習室、講堂及び研修室
- (3) 野外施設
- (4) 駐車場

(職員)

第 4 条 博物館に、所要の職員を置く。

(開館時間等)

第 5 条 博物館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第 6 条 次に掲げる博物館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 博物館の施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 特別利用(第 9 条第 1 項に規定する特別利用をいう。)の許可等に関すること。
- (3) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。
- (4) 博物館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他教育委員会が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理解し、高度な専門性をもって資料の調査研究等を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、市民の横浜の歴史に関する学習、調査研究等のために必要な事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による横浜の歴史に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、博物館の設置の目的を最も効果的に達成できると認められたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第 7 条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(利用の許可)

第 8 条 第 3 条第 2 号に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に博物館の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、博物館の施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) 博物館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 博物館の設置の目的に反するとき。
- (3) 博物館の管理上支障があるとき。
- (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

4 第 1 項の許可の手続について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(資料の特別利用の許可)

第 9 条 博物館の資料について、学術研究等のため、撮影、模写、模造、熟覧等(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に資料の保全上及び博物館の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、特別利用が次のいずれかに該当する場合は、特別利用を許可しないものとする。

- (1) 資料の保全上支障があるとき。
- (2) 博物館の管理上支障があるとき。
- (3) その他指定管理者が必要と認めたとき。

4 第1項の許可の手続について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(利用料金)

第10条 常設展示室に入場しようとする者又は駐車場を利用しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 講堂又は研修室の利用について、第8条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

3 特別利用について、前条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

4 第1項の利用料金にあつては別表第1に定める額の範囲内において、第2項の利用料金にあつては別表第2に定める額の範囲内において、前項の利用料金にあつては1点につき1回又は1日ごとに2,000円の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

5 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第12条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、第8条第1項及び第9条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、又は施設の利用若しくは特別利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第8条第3項各号又は第9条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第14条 指定管理者は、博物館の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他博物館の管理上支障があるとき。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 6 年 11 月教委規則第 24 号により平成 7 年 1 月 31 日から施行する。ただし、第 3 条第 3 号の規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。)

(平成 8 年 3 月教委規則第 1 号により第 3 条第 3 号の規定は、同年同月 23 日から施行)

附 則(平成 10 年 3 月条例第 17 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則(平成 13 年 2 月条例第 7 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月条例第 90 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市歴史博物館条例第 13 条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市歴史博物館については、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 2 月条例第 6 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月条例第 36 号)

この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 10 条第 4 項)

種別		単位	利用料金	
			個人	団体(20人以上)
常設 展示 室	一般	1人1回につき	400円	320円
	大学生・高校生		200円	160円
	中学生・小学生		100円	80円
駐車 場	大型車	1台1日1回につき	800円	
	その他のもの	1台1時間に	200円	

		つき	
--	--	----	--

(備考)

- 1 「一般」とは、「大学生・高校生」、「中学生・小学生」及び小学校に就学するまでの者以外の者をいう。
- 2 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校に在学する学生若しくは生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生・小学生」とは、中学校、中等教育学校の前期課程、小学校若しくは特別支援学校の中学部若しくは小学部に在学する生徒若しくは児童又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 小学校に就学するまでの者が、常設展示室に入場する場合の利用料金は、無料とする。

別表第2(第10条第4項)

種別		単位	利用料金	
			平日	日曜日、土曜日及び休日
講堂	入場料等を徴収しない場合	1日につき	15,000円	18,000円
	入場料等を徴収する場合	同	26,000円	30,000円
研修室		同	8,500円	
附帯設備		1式又は1台、1日につき	15,000円	

(備考)

- 1 「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- 2 「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料その他これに類する料金をいう。
- 3 「1日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 4 講堂、研修室及び附帯設備の利用が、午前9時から午後9時までの時間以外の時間(以下「時間外」という。)にわたった場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用1時間につき、3,000円とする。この場合において、時間外における利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。

3 横浜市歴史博物館条例施行規則

制 定 平成 6 年 1 1 月 2 5 日教委規則第 2 5 号

最近制定 平成 1 7 年 7 月 5 日教委規則第 2 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市歴史博物館条例(平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 横浜市歴史博物館(以下「博物館」という。)に、館長を置く。

2 館長は、教育長の命を受け、博物館を統轄する。

(開館時間)

第 3 条 博物館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 常設展示室、企画展示室、体験学習室、図書閲覧室、駐車場及び野外施設(復元環濠内集落及び多目的利用施設に限る。) 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 講堂及び研修室 午前 9 時から午後 9 時まで

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは直後の日曜日、土曜日及び休日のいずれにも当たらない日とする。

(2) 1 月 1 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 28 日から 12 月 31 日まで

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定管理者の募集)

第 5 条 教育長は、指定管理者を募集する場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第 6 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第 1 号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 6 条第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 博物館の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他教育長が必要と認める書類

(施設の利用許可申請書等)

第7条 条例第8条第1項の規定により博物館の施設の利用の許可を受けようとする者は、横浜市歴史博物館利用許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、企画展示室及び体験学習室については、指定管理者又は指定管理者と共催して博物館の設置目的に合致する事業を行うため当該施設を利用しようとする者に対し、利用を許可するものとする。

3 第1項の利用許可の申請は、当該施設を利用しようとする日の属する月の3箇月前の月の1日から、利用しようとする日の前日までにしなければならない。ただし、指定管理者が主催し、又は共催して利用する場合は、この限りでない。

4 条例第8条第1項の規定により許可を受けた者は、許可に係る施設を利用して展示会、講習会、講演会等を有料で行う場合は、当該料金の額について、指定管理者と協議しなければならない。

(特別利用の許可申請)

第8条 条例第9条第1項の規定により特別利用の許可を受けようとする者は、横浜市歴史博物館特別利用許可申請書(第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、特別利用をしようとする日の7日前までにしなければならない。

(観覧券の発行)

第9条 指定管理者は、博物館の常設展示室に入場しようとする者に対し、観覧券を発行するものとする。この場合において、観覧券の発行は、閉館時間の30分前まで行うものとする。

2 前項に規定する観覧券は、利用料金と引換えに交付する。

(利用料金の後納)

第10条 条例第10条第5項ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第11条 条例第11条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 教職員に引率された横浜市内の小学校(特別支援学校の小学部を含む。)若しくは中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)の児童若しくは生徒又は各種学校の小学校若しくは中学校に相当する課程に在学する者の団体及びそれらの引率者が、教育上の目的から常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(2) 教職員に引率された横浜市内の高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の生徒又は高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の高等学校に相当する課程に在学する者の団体及びそれらの引率者が教育上の目的から常設展示室に入場する場合 利用料金の半額

(3) 土曜日に、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程

及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

- (4) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害との判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額
- (5) 市長の発行する長寿のしおりの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額
- (6) 指定管理者と共催して博物館の設置目的に合致する事業を行うため当該施設を利用しようとする団体が講堂及び研修室を利用する場合 利用料金の全額
- (7) 国又は地方公共団体が講堂及び研修室を利用する場合 利用料金の全額
- (8) 国、地方公共団体及び博物館、図書館、学校、研究所等の公共的団体が特別利用する場合 利用料金の全額

(利用料金の返還)

第 12 条 条例第 12 条ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 常設展示室への入場、講堂及び研修室の利用並びに資料の特別利用について、入場、利用及び特別利用をする者の責めに帰することができない事由によりこれらの行為ができなくなった場合 利用料金の全額
- (2) 講堂及び研修室の利用の許可を受けた者が利用日の 30 日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 利用料金の全額
- (3) 特別利用の許可を受けた者が利用日の前日までに特別利用の許可の取消しを申し出た場合 利用料金の全額

(委任)

第 13 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 7 年 1 月 31 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 1 号のうち野外施設に係る規定及び第 4 条第 1 項のうち野外施設に係る規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。(平成 8 年 3 月教委規則第 2 号により、第 3 条第 1 項第 1 号のうち野外施設に係る規定(復元古民家に係る部分を除く。))及び第 4 条第 1 項のうち野外施設に係る規定(復元古民家に係る部分を除く。)は、同年同月 23 日から施行)

(平成 9 年 3 月教委規則第 4 号により、第 3 条第 1 項第 1 号のうち野外施設に係る規定(復元古民家に係る部分)及び第 4 条第 1 項のうち野外施設に係る規定(復元古民家に係る部分)は、同年 3 月 29 日から施行)

附 則(平成 7 年 3 月教委規則第 10 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月教委規則第 12 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月教委規則第 5 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際既にこの規則による改正前の横浜市歴史博物館条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づき申請を行っている者に係る観覧料等の納付等に関し必要な事項は、教育長が定める。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 11 年 3 月教委規則第 4 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月教委規則第 6 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月教委規則第 6 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月教委規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月教委規則第 24 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市歴史博物館条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 19 年 3 月教委規則第 7 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 7 月教委規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。

第 1 号様式(第 6 条第 1 項) 略

第 2 号様式(第 7 条第 1 項) 略

第 3 号様式(第 8 条第 1 項) 略

4 横浜開港資料館条例

制 定 昭 和 5 6 年 3 月 3 1 日 条 例 第 1 6 号

最近制定 平成 1 7 年 6 月 2 4 日 条 例 第 9 1 号

(設置)

第 1 条 開港期を中心とする横浜の歴史に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保存、調査研究等を行い、その成果を広く公開することにより、市民の横浜の歴史に対する理解を深め、もって市民文化の向上に寄与するため、横浜開港資料館(以下「資料館」という。)を横浜市中区に設置する。

(事業)

第 2 条 資料館は、次の事業を行う。

- (1) 資料の収集、整理、保存及び展示を行い、並びに資料を閲覧に供すること。
- (2) 資料に関する調査研究を行い、その成果を展示、出版等により利用に供すること。
- (3) 横浜の歴史に関する講演会、資料に関する講読会等を開催すること。
- (4) 資料館の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯する事業

(開館時間等)

第 3 条 資料館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第 4 条 次に掲げる資料館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 資料館の利用に関すること。
- (2) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 資料館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理解し、高度な専門性をもって資料の調査研究等を行い、市民文化の向上に寄与するため、市民の横浜の歴史に関する理解を深めるための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による横浜の歴史に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、資料館の設置の目的を最も効果的に達成できると認められたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第 5 条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(利用料金)

第 6 条 資料館の展示室に入場しようとする者又は閲覧室を利用しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。ただし、展示室において、期間を限り、特別の企画による展示を行う場合の利用料金は、500 円の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第 7 条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第 8 条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の制限)

第 9 条 指定管理者は、資料館の利用者が次のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の利用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

(2) その他管理上支障があると認められるとき。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 56 年 6 月 2 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月条例第 17 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則(平成 14 年 9 月条例第 44 号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 15 年 1 月教委規則第 3 号により同年 3 月 15 日から施行)

附 則(平成 17 年 6 月条例第 91 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜開港資料館条例第8条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜開港資料館については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

別表(第6条第2項)

区分	単位	個人・団体の別	金額	
			大人	小人
展示室及び閲覧室	1人1回につき	個人	200円	100円
		団体(20人以上)	150円	80円
閲覧室		＼		100円

(備考)

- 1 小人とは、6歳以上16歳未満の者をいう。
- 2 6歳未満の者は、無料とする。

5 横浜開港資料館条例施行規則

制 定 平成10年 9月25日教委規則第18号

最近制定 平成17年 7月 5日教委規則第25号

(趣旨)

第1条 横浜開港資料館条例(昭和56年3月横浜市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(休館日等)

第2条 横浜開港資料館(以下「資料館」という。)の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは直後の日曜日、土曜日及び休日のいずれにも当たらない日とする。

- (2) 1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日まで

- (3) 資料特別整理期間(ただし、毎月の整理日は、閲覧室のみ休室する。)

2 前項第3号の期間は、教育長がその都度定める。

3 教育長は、第1項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日を開館しないことができる。

(開館時間)

第3条 資料館の開館時間は、別表のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(指定管理者の募集)

第4条 教育長は、指定管理者を募集する場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基

準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第4条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 資料館の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他教育長が必要と認める書類

(入館券)

第6条 指定管理者は、資料館の展示室に入場しようとする者又は閲覧室を利用しようとする者に対し入館券を発行するものとする。

2 前項に規定する入館券は、条例第6条第1項に規定する利用料金と引き換えに交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、条例第6条第3項ただし書の規定に該当する場合には、入館券を発行しない。

(利用料金の後納)

第7条 条例第6条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第8条 条例第7条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 教職員に引率された市内の小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒の団体又は高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者の団体及びそれらの引率者が教育上の目的で利用する場合
利用料金の全額
- (2) 土曜日に、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校又は各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が利用する場合
利用料金の全額
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1

項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びそれらの介護者が利用する場合 利用料金の全額

(4) 市長の発行する長寿のしおりの交付を受けている者が利用する場合 利用料金の全額

(5) 子供会の責任者に引率された市内の子供会が利用する場合 利用料金の5割相当額

(利用料金の返還)

第9条 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合は、利用者の責めに帰することができない事由により資料館の利用ができなくなった場合とし、返還する利用料金の額は既納の利用料金の全額とする。

(資料の利用の制限)

第10条 次に掲げる資料は、利用することができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 貴重な資料であって、利用に供することによりその保存上支障が生ずると認められるもの

(2) その他指定管理者が不相当と認めるもの

2 資料は、館外に帯出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

(1) 指定管理者が主催し、又は共催して、資料館の設置の目的に合致する事業を行うために利用する場合

(2) 展示等の用に供する場合で、指定管理者が特に必要があると認めたとき。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成11年3月教委規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月教委規則第6号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月教委規則第6号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月教委規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年7月教委規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月教委規則第7号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条)

区分	開館時間
展示室及び閲覧室	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

別記様式(第 5 条第 1 項) 略

6 横浜都市発展記念館条例

制 定 平成 1 4 年 9 月 3 0 日条例第 4 2 号

最近制定 平成 1 7 年 6 月 2 4 日条例第 9 2 号

(設置)

第 1 条 開港期以降の横浜の都市形成の歴史、市民生活の変遷及び横浜がはぐくんだ文化に関する資料(以下「資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び調査研究して市民の利用に供するとともにその学習の調査等のため必要な事業を行うことにより、ふるさと意識の醸成、国際平和等に資するとともに、市民の学習、学術及び文化の発展に寄与するため、横浜都市発展記念館(以下「記念館」という。)を横浜市中区に設置する。

(事業)

第 2 条 記念館は、次の事業を行う。

- (1) 資料の収集、保管及び展示等を行うこと。
- (2) 資料に関する調査研究を行い、その成果の展示、出版等を行うこと。
- (3) 歴史に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (4) 資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (5) 歴史に関する講演会、講習会、講座等を開催すること。
- (6) その他記念館の設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間等)

第 3 条 記念館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第 4 条 次に掲げる記念館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 記念館の利用に関すること。
- (2) 資料の撮影等(第 6 条第 1 項に規定する資料の撮影等をいう。)の許可等に関すること。
- (3) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。
- (4) 記念館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他教育委員会が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理解し、高度な専門性を

もって資料の調査研究等を行い、ふるさと意識の醸成、国際平和等に資するとともに、市民の学習、学術及び文化の発展に寄与するため、市民の横浜の歴史等に関する学習、調査等のために必要な事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による横浜の歴史等に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、記念館の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第5条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(資料の撮影等の許可)

第6条 記念館の資料について、調査等のため、撮影、模写、模造等(以下「資料の撮影等」という。)をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可に資料の保全上及び記念館の管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 指定管理者は、資料の撮影等が次のいずれかに該当する場合は、資料の撮影等を許可しないものとする。
 - (1) 資料の保全上支障があるとき。
 - (2) 記念館の管理上支障があるとき。
 - (3) その他指定管理者が必要と認めたとき。
- 4 第1項の許可の手續について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、前条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、又は資料の撮影等を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (3) 前条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、記念館の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他記念館の管理上支障があるとき。

(利用料金)

第9条 常設展示室に入場しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

- 2 資料の撮影等について、第6条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

3 第 1 項の利用料金にあっては別表に定める額の範囲内において、前項の利用料金にあっては 1 点につき 1 回又は 1 日ごとに 2,000 円の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

4 第 2 項の利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第 10 条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第 11 条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 15 年 1 月教委規則第 1 号により同年 3 月 15 日から施行)

附 則(平成 17 年 6 月条例第 92 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜都市発展記念館条例第 7 条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜都市発展記念館については、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

別表(第 9 条第 3 項)

区分	単位	利用料金	
		個人	団体(20人以上)
大人	1人1回につき	200円	150円
小人		100円	80円

(備考)

1 小人とは、6歳以上16歳未満の者をいう。

2 6歳未満の者は、無料とする。

7 横浜都市発展記念館条例施行規則

制 定 平成15年 1月15日教委規則第 4号

最近制定 平成17年 7月 5日教委規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜都市発展記念館条例(平成14年9月横浜市条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 横浜都市発展記念館(以下「記念館」という。)の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 記念館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは直後の日曜日、土曜日及び休日のいずれにも当たらない日とする。

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日まで

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定管理者の募集)

第4条 教育長は、指定管理者を募集する場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第1号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第4条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 記念館の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他教育長が必要と認める書類

(資料の撮影等の許可)

第6条 条例第6条第1項の規定により資料の撮影等の許可を受けようとする者は、横浜都市発展記念館資料撮影等許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、資料の撮影等を行おうとする日の7日前までにしなければならない。

(入館券)

第7条 指定管理者は、記念館の常設展示室に入場しようとする者に対し、入館券を発行するものとする。

2 前項に規定する入館券は、利用料金と引換えに交付する。

(利用料金の後納)

第8条 条例第9条第4項ただし書に規定する教育委員・K則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第9条 条例第10条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 教職員に引率された市内の小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒の団体又は高等専門学校、専修学校又は各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者の団体及びそれらの引率者が、教育上の目的で常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(2) 土曜日に、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びそれらの介護者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(4) 市長の発行する長寿のしおりの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(5) 子供会の責任者に引率された市内の子供会が利用する場合 利用料金の5割相当額

(6) 国、地方公共団体及び博物館、図書館、学校、研究所等の公共的団体が資料の撮影等を行う場合 利用料金の全額

(利用料金の返還)

第10条 条例第11条ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 常設展示室への入場、資料の撮影等について、入場、撮影等をする者の責めに帰すことができない事由によりこれらの行為ができなくなった場合 利用料金の全額

(2) 資料の撮影等の許可を受けた者が利用日の前日までに資料の撮影等の許可の取消

しを申し出た場合 利用料金の全額
(委任)

第 11 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 3 月 15 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月教委規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月教委規則第 26 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜都市発展記念館条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 19 年 3 月教委規則第 7 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 5 条第 1 項) 略

第 2 号様式(第 6 条第 1 項) 略

8 横浜ユーラシア文化館条例

制 定 平成 14 年 9 月 30 日条例第 43 号

最近制定 平成 17 年 6 月 24 日条例第 93 号

(設置)

第 1 条 ユーラシアの文化に関する資料(以下「資料」という。)を展示し、及び保管し、並びにこれらの資料を中心としてユーラシア諸地域の文化交流に関する調査研究等を行い、その成果を広く市民に公開することにより、国際文化都市横浜の発展に寄与するため、横浜ユーラシア文化館(以下「文化館」という。)を横浜市中区に設置する。

(事業)

第 2 条 文化館は、次の事業を行う。

- (1) 資料の展示及び保管等を行うこと。
- (2) 資料に関する調査研究を行い、その成果の展示、出版等を行うこと。
- (3) ユーラシアの文化に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (4) 資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (5) ユーラシアの文化に関する講演会、講習会、講座等を開催すること。
- (6) その他文化館の設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間等)

第 3 条 文化館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第 4 条 次に掲げる文化館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(1) 文化館の利用に関すること。

(2) 資料の撮影等(第 6 条第 1 項に規定する資料の撮影等をいう。)の許可等に関する
こと。

(3) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。

(4) 文化館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(5) その他教育委員会が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理解し、高度な専門性をもってユーラシア諸地域の文化交流についての調査研究等を行い、国際文化都市横浜の発展に寄与するため、市民のユーラシア諸地域の文化に関する理解を深めるための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民によるユーラシア諸地域の文化に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、文化館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第 5 条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(資料の撮影等の許可)

第 6 条 文化館の資料について、調査等のため、撮影、模写、模造等(以下「資料の撮影等」という。)をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に資料の保全上及び文化館の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、資料の撮影等か次のいずれかに該当する場合は、資料の撮影等を許可しないものとする。

(1) 資料の保全上支障があるとき。

(2) 文化館の管理上支障があるとき。

(3) その他指定管理者が必要と認めたとき。

4 第 1 項の許可の手續について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(許可の取消し等)

第 7 条 指定管理者は、前条第 1 項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、又は資料の撮影等を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 前条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(3) 前条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、文化館の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) その他文化館の管理上支障があるとき。

(利用料金)

第9条 常設展示室に入場しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 資料の撮影等について、第6条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

3 第1項の利用料金にあっては別表に定める額の範囲内において、前項の利用料金にあっては1点につき1回又は1日ごとに2,000円の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

4 第2項の利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成15年1月教委規則第2号により同年3月15日から施行)

附 則(平成17年6月条例第93号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜ユーラシア文化館条例第7条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜ユーラシア文化館については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

別表(第9条第3項)

区分	単位	利用料金	
		個人	団体(20人以上)
大人	1人1回につき	200円	150円
小人		100円	80円

(備考)

- 1 小人とは、6歳以上16歳未満の者をいう。
- 2 6歳未満の者は、無料とする。

9 横浜ユーラシア文化館条例施行規則

制 定 平成15年 1月15日教委規則第 5号
 最近制定 平成17年 7月 5日教委規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜ユーラシア文化館条例(平成14年9月横浜市条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 横浜ユーラシア文化館(以下「文化館」という。)の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 文化館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは直後の日曜日、土曜日及び休日のいずれにも当たらない日とする。

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日まで

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日を開館しないことができる。

(指定管理者の募集)

第4条 教育長は、指定管理者を募集する場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第1号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第4条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 文化館の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他教育長が必要と認める書類

(資料の撮影等の許可)

第6条 条例第6条第1項の規定により資料の撮影等の許可を受けようとする者は、横浜ユーラシア文化館資料撮影等許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、資料の撮影等を行おうとする日の7日前までにしなければならない。(入館券)

第7条 指定管理者は、文化館の常設展示室に入場しようとする者に対し、入館券を発行するものとする。

2 前項に規定する入館券は、利用料金と引換えに交付する。

(利用料金の後納)

第8条 条例第9条第4項ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第9条 条例第10条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 教職員に引率された市内の小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒の団体又は高等専門学校、専修学校又は各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者の団体及びそれらの引率者が、教育上の目的で常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(2) 土曜日に、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びそれらの介護者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(4) 市長の発行する長寿のしおりの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(5) 子供会の責任者に引率された市内の子供会が利用する場合 利用料金の 5 割相当額

(6) 国、地方公共団体及び博物館、図書館、学校、研究所等の公共的団体が資料の撮影等を行う場合 利用料金の全額

(利用料金の返還)

第 10 条 条例第 11 条ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 常設展示室への入場、資料の撮影等について、入場、撮影等をする者の責めに帰すことができない事由によりこれらの行為ができなくなった場合 利用料金の全額

(2) 資料の撮影等の許可を受けた者が利用日の前日までに資料の撮影等の許可の取消しを申し出た場合 利用料金の全額

(委任)

第 11 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 3 月 15 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月教委規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月教委規則第 27 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜ユーラシア文化館条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 19 年 3 月教委規則第 7 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 5 条第 1 項) 略

第 2 号様式(第 6 条第 1 項) 略

10 横浜市三殿台考古館条例

制 定 昭和 4 1 年 1 2 月 1 5 日条例第 5 4 号

最近制定 平成 1 7 年 6 月 2 4 日条例第 9 4 号

(目的及び設置)

第 1 条 三殿台遺跡及びその他の市内の遺跡からの出土品等を市民に公開することにより郷土文化の向上並びに教育及び学術の発展に資することを目的とし、横浜市磯子区に横浜市三殿台考古館(以下「考古館」という。)を設置する。

(事業)

第2条 考古館は、次の事業を行なう。

- (1) 三殿台遺跡の保存及び研究並びに入館者の観覧に関すること。
- (2) 市内の遺跡の出土品及び考古学上の資料(以下「資料」という。)の収集、整理、保存、研究及び展示に関すること。
- (3) 市内の遺跡の案内書、解説書、目録、研究報告書等各種の印刷物の作成頒布に関すること。
- (4) その他教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めること。

(観覧料)

第3条 考古館の観覧は、無料とする。

(指定管理者の指定等)

第4条 次に掲げる考古館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 考古館の利用に関すること。
- (2) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 考古館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他委員会が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理解し、高度な専門性をもって国指定の史跡の保存及び資料の調査研究等を行い、郷土文化の向上並びに教育及び学術の発展に寄与するため、市民の歴史に関する理解を深めるための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による歴史に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を委員会に提出しなければならない。

4 委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、考古館の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第5条 委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(入館の制限等)

第6条 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認める者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 泥酔者
- (2) 保護者の伴わない幼少者
- (3) 遺跡又は出土品、資料その他考古館の設備等を滅失し、もしくははき損し、又は滅失し、もしくははき損するおそれのある者
- (4) 犬その他の動物又は他人に危害を及ぼし、もしくは迷惑となる物品を携帯する者
- (5) その他考古館の管理上支障がある者

- 2 指定管理者は、考古館の管理上必要があると認めるときは、入館者の観覧を制限することができる。
- 3 50人以上の団体で考古館を観覧しようとする場合には、その代表者は、観覧しようとする日の1週間前までに指定管理者に届け出なければならない。この場合において指定管理者は、考古館の管理上必要があると認めるときは、観覧日の変更を求めることができる。

(休館日等)

第7条 考古館の休館日及び開館時間については、教育委員会規則で定める。

(寄贈または寄託)

第8条 考古館は、出土品及び資料の寄贈または寄託を受けることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、昭和42年1月31日から施行する。

附 則(昭和51年5月条例第37号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和51年7月規則第80号により同年同月26日から施行)

附 則(昭和56年3月条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年9月条例第55号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成4年9月教委規則第19号により同年10月1日から施行)

附 則(平成17年6月条例第94号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市三殿台考古館条例第8条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市三殿台考古館については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

1 1 横浜市三殿台考古館条例施行規則

制 定 昭和42年 1月10日教委規則第 2号

最近制定 平成17年 7月 5日教委規則第28号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市三殿台考古館条例(昭和 41 年 12 月横浜市条例第 54 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 横浜市三殿台考古館(以下「考古館」という。)の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時までとする。ただし、火曜日については、午前 9 時 30 分から正午までとする。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 考古館の休館日は、1 月 1 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 28 日から 12 月 31 日までとする。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定管理者の募集)

第 4 条 教育長は、指定管理者を募集する場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出)

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第 1 号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 4 条第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 考古館の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他教育長が必要と認める書類

(寄贈又は寄託の申出)

第 6 条 考古館に出土品及び考古学上の資料を寄贈又は寄託しようとする者は、品目、数量、形態、寄託の期間、住所、氏名その他必要な事項を記入した文書をもって教育長に申し出るものとする。

2 寄託者に対しては、考古館から受託証(第 2 号様式)を交付するものとする。

(受託品の取扱)

第 7 条 受託品は、寄託について特別の条件がある場合のほか考古館所蔵のものと同じ取扱をする。

(委任)

第 8 条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和 42 年 1 月 31 日から施行する。

付 則(昭和 48 年 3 月教委規則第 3 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和 48 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 5 月教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月教委規則第 4 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 9 月教委規則第 20 号)

この規則は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月教委規則第 11 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則、横浜市教育委員会が管理する電子計算機処理等に係る個人情報保護に関する規則、横浜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則、横浜市立学校施設使用規則、横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則、横浜市奨学条例施行規則、横浜市婦人会館条例施行規則、横浜市文化財保護条例施行規則、横浜市三殿台考古館条例施行規則、横浜市青少年野外活動センター条例施行規則、横浜市少年自然の家条例施行規則、横浜市スポーツセンター条例施行規則、横浜市教育文化センター条例施行規則及び視聴覚教材機材の貸出に関する規則の規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から 1 年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 14 年 3 月教委規則第 6 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月教委規則第 28 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市三殿台考古館条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

第 1 号様式(第 5 条第 1 項) 略

第 2 号様式(第 6 条第 2 項) 略

1 2 横浜市八聖殿郷土資料館規則

制 定 昭和 4 8 年 3 月 2 7 日教委規則第 3 号

最近制定 平成 1 4 年 3 月 2 5 日教委規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めがあるもののほか、横浜市八聖殿郷土資料館(以下「館」という。)の管理及び運営について必要な事項を定める。

(事業)

第 2 条 館は、文化財の保存、研究及び公開を行う。

(開館時間)

第 3 条 館の開館時間は、休館日を除き、毎日午前 9 時 30 分から午後 4 時までとする。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条 館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 1 月 1 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 28 日から 12 月 31 日まで

(2) その他館務の都合により教育長が休館することを必要と認めた日

(入館の拒否等)

第 5 条 教育長は、館の管理上支障があると認められる者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(委任)

第 6 条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和 48 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 5 月教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年 5 月教委規則第 15 号)

この規則は、昭和 62 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 9 月教委規則第 20 号)

この規則は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月教委規則第 6 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。